令和8年 第6回 安芸太田町議会定例会会議録

令和8年9月7日

招集年月日	令和8年9月4日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日及び宣告	開会	令和8年9月4日　午前11時20分		議長	中本　正廣	
	閉会			議長		

応(不応)招議員及び出席並びに欠席議員 凡例 ○　出席 △　欠席 ×　不応招 △公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	笠井清孝	○	7	影井伊久美	○
	2	田島　清	○	8	大江昭典	○
	3	宮本千春	○	9	小島俊二	○
	4	大江厚子	○	10	津田　宏	○
	5	末田健治	○	11	中本正廣	○
	6	佐々木道則	○			

会議録署名議員	3番	宮本千春	4番	大江厚子
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	河野　茂	書記	佐々木裕子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名				
	町長	橋本博明	教育長	大野正人
	副町長	木村富美	病院事業管理者	―
	参事	三浦道人	道の駅推進チーム担当課長	瀬川善博
	参事	下村佳世	教育次長	長尾航治
	会計管理者兼総務課長	二見重幸	教育課長	清水裕之
	総務課主幹	郷田　亮	安芸太田病院事務長	正岡　剛
	加計支所長	児玉裕子	―	―
	筒賀支所長	山本博子	―	―
	企画DX課長	能宗良明	―	―
	税務住民課長	沖野貴宣	―	―
	地域協働課長	上手佳也	―	―
	産業観光課長	菅田裕二	―	―
	建設課長	武田雄二	―	―
	健康福祉課長	佐々木文義	―	―
	衛生対策室長	森脇　泰	―	―

会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

会議に付した事件

令和８年９月７日

	一般質問

令和8年第6回定例会
（令和8年9月7日）
（開会　午前10時00分）

○中本正廣議長
　皆さん、おはようございます。今日から一般質問が始まりますので、よろしくお願いいたします。ただいまの出席議員は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の会議日程はあらかじめ配付したとおりです。

―――――――――――――――――・―――――・―――――――――――――――――

日程第 1. 一般質問

○中本正廣議長
　日程第１、一般質問を行います。今期定例会において配付した一般質問通告書のとおり、７人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。３番宮本千春議員。
○宮本千春議員
　おはようございます。議席番号３番、宮本千春でございます。質問の前に私事ですけれども、去年の暮れから咳が出るようになりました。その関係で、質問中、咳が出て会話できない場合があると思います。あらかじめ御了承をお願いします。それでは、町民を代表いたしまして、質問に入ります。まず、加計地区における買物機能の維持について伺います。人口減少や高齢化が進む中山間地域において、日常生活に必要な買物の場を維持することは、単なる商業振興の問題でなく、住民の生活を支える基盤そのものです。特に高齢者や自動車を運転できない方にとって、身近な場所で食料品や日用品を購入できる環境がなくなることは、生活そのものの不便につながります。加計地区にはこれまで、商店街を中心として一定の買物機能が維持されてきました。しかし、人口減少や高齢化、事業の後継者不足などにより、地域環境は年々厳しさを増しております。こうした状況の中で、商店街の活性化を目的とした商店街活性化チームが設けられていますが、まず、現在の活動状況について伺います。商店街の現状や課題について、どのような議論が行われ、これまでどのような成果があったのか。また、今後どのような方向で商店街の活性化を進めていく考えなのか、町の認識をお伺いいたします。
○中本正廣議長
　児玉加計支所長。
○児玉裕子加計支所長
　はい。商店街活性化チームの活動状況等について御質問がございました。議員も御承知のように、このチームは加計商店街を一つのモデルにして、空き店舗の有効活用と短時間勤務の仕組みづくりに向けて、来年度以降の具体的な取組につなげていくために立ち上げた期間限定の事業検討チームです。今年度は事業化の検討段階にありますので、成果ではなく、検討状況と今後の進め方について御説明したいと思います。４月のチーム立ち上げ以降、月２回のペースで、これまで 10 回の会議を開催しております。空き店舗の実態把握や、短時間勤務のマッチングに関する民間事業者の取組について、ヒアリング等を実施してきたところでございます。この中で、まず商店街の空き店舗については、全体のおよそ４割の施設が、汲み取り式のトイレ環境のまま据え置かれているのが実情であり、今後の利活用に当たっては、水洗化への転換が不可欠であると考えております。また、短時間勤務の仕組みについては、現在、民間事業者と連携した具体的な仕組みづくりを協議しているところですが、町内だけでなく町外からも含めて、働き手をいかに確保していくかが大きな課題であると認識しております。こうした状況を

踏まえ、今後、空き店舗の活用については、データバンクの運営ルールを整理する一方で、トイレの水洗化など利用に当たって最低限必要な施設改修に対する支援策についても具体的な検討を進め、次年度の予算要求につなげていきたいと考えております。また、短時間勤務の仕組みづくりについては、民間事業者との連携を前提として、求人企業と働き手の実効性あるマッチング手法を確立し、町外への情報発信も含めて、できるだけ早期に運用開始できるよう調整を行っていきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

商店街活性化チームの主な役割が、空き店舗の有効活用と短時間勤務の仕組みづくりの２点である点は理解していますが、商店街の活性化という目的のために、もう少し柔軟な施策の検討があってもよいのではないでしょうか。その２点を実現した際、どのくらい活性化に寄与するのかというところからが議論の出発点だったのではないでしょうか。次に、加計地区の商業施設の２階のテナント撤退について伺います。商業施設は地域住民にとって重要な買物拠点であり、特に高齢者にとっては日常生活の中で、人と接することができる貴重な場所でもあります。しかし、８月 22 日をもって、この２階から全てのテナントが撤退することになりました。これにより、施設全体の集客力や活気が低下し、買物に行く場所そのものの魅力が失われることが懸念されます。１階のテナントのマネージャーから話を伺いましたが、このままの状況ならテナント料の減額を交渉しなければならないということでした。今回のテナント撤退について、町は１階で営業している事業者の事業継続にどの程度の影響があると認識しているのか。また、今後のテナント誘致や空きスペースの活用について、具体的な対応を考えているのか、お伺いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。商業施設のテナントに関する御質問を頂きました。当該商業施設の１階テナントは、日常の生活必需品を扱っておりまして、現在も底堅い需要があるため、２階テナントの撤退による経営面への直接的な影響は限定的と認識をしておるところでございます。また、２階テナントの撤退に伴う今後のテナント誘致や空きスペースの活用については、法人のほうで調整が進められているということも伺っておりまして、当該施設は民間施設であることから、まずは運営主体である法人の意向や経営判断を尊重する必要があると考えております。町としては、住民の利便性や事業継続を支えるという観点から、情報収集は引き続き進めるとともに、必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えておるとこでございます。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

２階スペースの活用について、現在の運営者で検討が進んでいるという情報も町として把握されているということで、少し安心いたしました。ただ、検討が順調に進まない場合の心構えも、必要ではないかと思います。次に、２階の空きスペースについて、検討が不調に終わった場合は、民間事業者だけに活用を任せるのではなく、町が一定期間スペースを借り上げ、住民や地域団体が利用できる場所として開放するという考え方もあるのではないでしょうか。例えば、高齢者の交流の場、子どもの居場所、地域団体の活動場所、イベントや展示のスペースなど、日常的に人が集まる機能を持たせることで、商業施設全体の来訪者を増やし、１階を含めた買物機能の維持にもつながる可能性があります。もちろん、町が賃料を負担して空きスペー

スを借り上げることについては、費用対効果を十分に検討する必要があります。しかし、地域の中心的な商業施設を維持することが、将来的な高齢者の買物支援や地域コミュニティの維持につながるのであれば、単純な賃借料だけでなく、地域全体の機能維持という視点から検討する必要があると考えます。テナントや商業施設の所有者に直接補助金等を交付するといったことと比べれば、有力な選択肢ではないでしょうか。町として、２階のスペースを一定期間借り上げ、公共的な事業に供することについて、どのように考えているのか、お伺いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。２階の空きスペースに関する借り上げ、あるいは公共的な利用についての御提案を頂きました。現在、情報収集の中で、空きスペース対策について悩んでいるといったことは聞いておりません。行政が民間の施設を借り上げるに当たっては、まず、町としてどのような機能がどの程度の規模で必要なのかといった行政需要を慎重に検討する必要がございます。これが曖昧なまま、空きスペース対策として、町による借り上げの検討を先行させることは慎重であるべきと考えております。繰り返しになりますが、当該施設は民間が運営する施設ですので、まずは運営主体である法人において、今後のテナント誘致等について検討頂くことが基本になると考えておりまして、町としては、こうした法人の主体的な動きを見守りつつ、地域の動向を注視してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

情報収集についてしっかり行っていただき、対応が後手にならないよう、積極的な対応を頂きたいと思います。商業施設の動きに加えて、加計地区では商店の撤退に関する情報があり、住民にとって身近なサービスが一つずつ失われています。今後、商店や生活関連サービスの撤退が続けば、買物だけでなく、ガソリンスタンド、理美容など、地域で暮らすために必要な機能が次々と失われる可能性があります。採算性だけを考えれば事業継続が難しい業種もありますが、地域住民にとってはなくなって初めてその重要性に気づく生活でもあり、特に町内に１店舗のみで代替店舗がなかった場合には、影響が大きくなります。設備の更新時期を迎えた際に、事業者の年齢的に多額の投資が難しい場合には撤退の判断となることが考えられますが、町として維持すべきサービスだと判断した場合は、町が機械を購入し、事業者に貸すといったことや、出資者を見つけて経営権を譲渡するなど、継続に向けた何かしらの方策をとることは考えられないでしょうか。住民にとって必要な買物機能や生活サービスの維持を、個々の事業者の問題としてとらえるのでなく、地域の生活機能としてどのように守っていくのか、考えを伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。御指摘のあったとおり、町内での商店の閉鎖は、業種に限らず起こっている状況にあり、人口減少が進む中山間地域において、従来と同じ商業機能を維持することは、現実的には難しくなっています。町として、地域住民が生活を続けていく上での最低限のインフラは維持すべきとの観点から、例えば戸河内地区の買物支援の一環として、モデル事業として取り組むことはありますが、多種多様にある個別店舗ごとに行政が支援することは、かなりハードルが高く、事業を継続するか、設備投資を行うか、あるいは事業を継承するかといった経営上の判断については、まずは事業者の判断を尊重すべきものと考えております。こうした前提に立ち、

事業者から相談のあった場合には、地域におけるサービスの維持という観点も踏まえ、事業者の意向を伺いながら、国や県などの支援制度に関する情報提供など、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。また、地域の生活機能の維持については、特定の地域や個別業種の維持にとらわれることなく、既存の移動販売やデマンド交通なども念頭に置きながら、町全体の生活機能を面としてとらえ、今後の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

地域の生活機能を支えた事業者が、これから一層撤退していく状況が想定されます。その中でどうしても守らなければいけないサービスは何なのか。それを守るためにはどうすればいいか。事業者を守るのか、営業を継続できる環境を整えるのか、今後、そういったことを町としての方針も示していただきたいと思います。次に、吉和郷ダムの誘致について、お伺いします。ダム建設については、治水利水の観点から必要性が議論される一方で、建設地域、その周辺の住民生活、自然環境、観光、地域経済など、大きな影響を与える可能性があります。特に吉和郷ダムについては、ダム上流部に現在居住する住民は非常に少なく、交通量も多くない地域であることから、ダム建設による影響を、上流部だけの問題として考えるのではなく、安芸太田町全体の将来像の中で捉える必要があると考えます。これまで、吉和郷地区周辺の自治会住民で結成されたダム対策協議会において議論が行われてきたと思いますが、まず、現在までの議論の状況について伺います。どのような事項が協議され、それに対し町としてどのような課題を認識しているのか。また、今後ダム建設を前提とする場合、町としてどのような点を重視し、協議を進めていくのかお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。ダムの関連について、これまでの経緯等々についてお話がありました。私も実は吉和郷地区の住民の１人でもありますので、少し時間を頂いて、これはしっかり説明をさせていただければと思っております。吉和郷におけるダム建設の計画は、これは皆さんも御承知かと思いますが、昭和 42 年から動いたお話だと聞いているところでございます。当時は、地元への説明がないまま予備調査が始まったということで、かなり強烈な反対の声が上がり、以後 10 年間、計画はとまっていたということも伺っているところでございます。その上で、さはさりながらも、地元住民もダム建設先例地の視察等を重ねられた結果、建設反対一点張りはいけないという流れも生じてきまして、昭和 52 年には地元の吉和郷地区を中心にダム対策協議会が設置されたというふうに伺っております。その年、協議会のほうからですね、戸河内町長へ要望書を提出をされました。水没者並びに関係者の精神的苦痛に対しては適正な補償をされること。あるいは町長構想、当時は、埋立地を造成して、水没者のモデル集落を形成するといったことが町長からも提案されたと伺っております。そういった点について実現をすること。ただし、県道は吉和郷内を通ること、こういったことも当時は関心があったと聞いております。また、打梨集落は全戸水没者とみなすこと。ダムサイトより下流吉和郷内全戸を直下流とみなすこと。吉和郷ダム湖水面の使用を許可すること。当時はこういったことが関心事項だったと受け取っておりますが、そういった条件をもとに、断腸の思いで、ダムの予備調査を認める覚書に調印したと伺っております。これ以降、地元としてもですね、計画を受ける流れはできつつあった一方で、実は今度は国のほうで計画が足踏み状態になったというふうに聞いておりまして、予備調査は繰り返されるけれども、一向に進まない状況が続いております。これは恐らく想定では

ありますけれども、恐らく国のほうでは財政が逼迫をして、計画を進めようにも予算がつかないというのが実態だったと受け止めております。そういった状況が続く中、最終的に協議会も設立から50年以上たち、活動もほぼ休止状態になっていた令和の時代に入りまして、少しずつ事態が動き始めたところでございます。地球温暖化の影響から、災害の激甚化・頻発化が顕著になっていく中で、改めて太田川本流における治水機能の向上が議論のテーマとなり、令和２年11月には太田川河川整備計画を変更され、100年に１度の雨にも耐えられる洪水調節機能の整備を、国としても新たな目標とされたところでございます。その目標を達成するためには、既存ダムの有効活用に加えて、新たに太田川上流域にダムを建設する必要性を国が提案をされ、令和５年５月、太田川河川整備懇談会において、その計画は妥当であるという判断もなされたところでございます。こういった状況を踏まえて、私としても、こちらになりますと最近の話になりますので、皆様も御記憶かと思いますけれども、町民の生命と財産を守る観点から、国に対して、町長就任以降、私としても、洪水調節機能の向上は強く国に要望してまいりましたので、改めて下流域の広島市長とも連携をしながら、ダム対策協議会の意向も確認をしながら、最終的には令和５年６月に、ダム対策協議会から幾つかの条件を付した計画同意に関する意見書を頂いたことを受けて、町として調査の受入れを表明させていただいたところでございます。改めて、ダム対策協議会の意見というのはですね、過疎高齢化が著しく進んだ地域の現状に加え、近年の気象変動と水害が多発する中で、自分たちのみならず、下流域住民の安全にも思いを巡らすとき、下記項目の実現に誠心誠意努力していただくことを条件に、断腸の思いで、計画の推進を受入れますというふうに記述をされておられました。その条件というのが、一つは、地元住民に対して適時適切に情報提供を行うこと。そして、生活が激変する関係者への十分な補償を行うこと。さらには、環境への影響を極力抑えること。そして、地区及び町の活性化に資するものとなること。そして、河川環境の維持に尽力すること。最後は、環境整備は下流域を含めて一体となって取り組むこと、という６項目が挙げられているところでございまして、町としても、この条件の実現に全力で取り組む所存でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

計画が動き出してから長い時間が過ぎ、時代背景も地域の状況も変わっている中で、令和５年６月に吉和郷ダム対策協議会がまとめられた６項目の条件については、要点をよく押さえられたものと感じます。ダム建設によって一定の地域が影響を受けるのであれば、その影響を受ける地域に対する補償だけでなく、町全体として将来にわたって地域振興につながる措置を求めていくことが重要であると考えます。例えば、道路や生活基盤の整備、地域交通の確保、観光振興、産業振興、環境保全、教育や子育て支援など、ダム建設を契機として、町全体の持続可能性を高めるような施策を、代償措置として求めていくことも考えられます。一方で、ダム上流部は居住者や交通量が少ないことから、観光整備を行っても住民の利便性向上に直接つながらない可能性があります。そのため、ダム周辺だけに整備を集中させるのではなく、下流部も含め、町内の既存施設や地域資源と結びつけることが重要ではないでしょうか。例えば、川を活かしたアクティビティについても、現在整備中の道の駅周辺をはじめとした下流の河川や既存の観光、交流拠点を含め、どのエリアを対象に整備していくのか、あらかじめ町全体の構想を持っておく必要があると考えます。町として、ダム建設に伴う代償措置と地域振興、この２点について、現時点でどのような考えを持っているのか、お伺いします。

○中本正廣議長

三浦参事。

○三浦道人参事
　はい。まずですね、建設に伴う代償措置についてという御質問でございます。まずですね、前提としまして、ダム整備が決定しているものではございません。国からはですね、樽床ダム等において、事前放流など、既存ストックを最大限活用する計画を検討した上で、さらなる洪水調節機能の増強が必要な場合には、ダムの整備について検討を進めると聞いております。その上で、新規ダム整備が必要とされた場合にですね、現時点で考えられる補償内容等を述べてみます。まずですね、ダム建設に伴う損失補償がございますけれども、国の統一ルールや法律によってですね、仕組み化されております。その内容はですね、個人の財産を守る損失補償と、生活基盤を失うダム周辺の住民及び地域に対する生活環境、産業基盤等の整備の２つでございます。立ち退きを求められる地域住民やですね、土地の提供を求められる方々への直接的な補償はですね、もちろんのことでございますが、ダム建設の場合、集落全体がですね、水没しコミュニティが維持できなくなるという特殊性に対応するためにですね、水源地域対策特別措置法、水特法と呼ばれておりますが、そういった法律に基づきまして、道路等のインフラ整備にあたってですね、国の補助率が引き上がったりですとか、宅地造成の支援を行ったりというメニューが用意されております。また、先ほど町長からですね説明もございましたが、ダム対策協議会から、条件６項目も頂いておりますが、そちらもですね、代償措置として必要と考えられております。主にはですね、事業主体である国との議論の中でですね、整理していくべき課題だと考えております。またですね、議員の御指摘のようにですね、少し広い範囲で、町全体でのですね、地域振興という御意見もございます。ダム建設によって影響を受ける上流地域の維持発展をですね、恩恵を受ける下流域がですね資金面で支える、水源地域振興基金のですね設立も考えられるところでございます。そちらにつきましてはですね、国のみではなく、県や下流自治体のですね御理解のもとですね、積極的に求めていきたいというふうに考えております。それからですね、地域振興についてどのような内容を想定しているかという点でございます。まず、温井ダム建設時のことを振り返ってみますと、60 億円規模のですね、整備計画事業によってですね、地域振興に関する整備が行われたと聞いております。内容はですね、林道整備、農業共同作業所、木工センター、地区センター、温井スプリングス、運動公園などがございました。他の事例、近年の他の事例といたしましてはですね、例えば、福井県の足羽川ダム建設に関する池田町の地域振興策、こういったものがございますけれども、中身はですね、人の誘致と定住の促進、結婚定住の促進、町内での子育て支援、観光の振興、産業の振興、水源地域の振興、克雪、雪ですね、雪の克雪及び町外への通勤・買物対策の項目からなりまして、急速に進む少子化、人口の流出など、町の諸問題に対してですね、定住促進対策を主とする施策を講じることとされておりまして、単にですね、インフラの整備にとどまらない内容ということになっているのが特徴でございます。新規ダム整備がですね、必要とされた場合には、このようなですね、最新の事例も参考にですね、住民の方々の御意見も踏まえてですね、地域振興策を検討してまいりたいと思います。なお、地域振興策を含めたですね、ダム対策の取組につきましては、令和５年度にですね、役場内の横断的なプロジェクトチームを設置しております。今年は６月５日、６月 24 日にですね、会議を開催しまして、調査研究やですね情報共有に努めているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　宮本議員。
○宮本千春議員
　各地で行われた補償及び振興策を参考にしつつ、我が町の状況に合った適切な内容が、今後まとめられていくことを望みます。最後に、今後の住民意見の集約について伺います。ダム建設は数十年単位で地域の将来に影響を及ぼす可能性があります。そのため、現在の住民だけで

なく、将来世代の視点も含めて議論する必要があります。今後、ダム対策協議会だけで議論するのではなく、町民全体を対象とした説明会や意見交換会、地域ごとの懇談会などを開催し、住民の意見を広く集約する必要があると考えます。町として、今後どのような場で住民の意見を集約し、それをダム対策や町の総合計画、地域振興策に反映していく考えなのか、お伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御質問頂きまして、改めて、新規ダム整備が必要とされる等、河川管理者の河川整備計画の変更がなされる際には、当然でございますが、住民に対する説明や意見聴取、これは国のほうが行われるという話は聞いているところでございまして、その中で、ダム建設を含む内容についてはですね、関係住民の意見を広く聞く機会が設けられるというふうに聞いております。一方で、我々としても、最終的に新規ダム建設の受入れを判断するに当たってはですね、もちろん今御指摘あったダム対策協議会との協議は当然のことでございますけれども、広く町民から意見をお伺いする機会は設けなければならないと思っておりますし、また、最終的には議会の御意見も踏まえて判断をさせていただくことになると考えております。地域振興策の内容についてもですね、これはちょっと繰り返しで恐縮です。ダム建設が決まってからのことだと思いますけれども、いずれにしても、町民はもとより、これは恐らく、支援を頂く下流域の皆様との協議も必要になってくるものと思いますけれども、そのことを念頭にですね、改めて広く意見を伺いながら取りまとめていく。本町の発展のみならず、流域全体にもですね、意味のある地域活性化策を考えていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

先日の視察について、議会広報紙でも報告させていただきましたが、ダム周辺をどこまで捉えるのか、どのような環境を次世代へ引き継ぐのか、ダム建設を町の発展にどう結びつけていくのか、こうした視点を町の総合計画や将来ビジョンにも位置づけ、行政だけでなく、住民も交えながら議論を深めていただければと思います。次に、集会施設の地域への譲渡について、前回に引き続きお伺いします。本町では、人口減少や少子高齢化に伴い、公共施設の利用者減少、維持管理費の増大が進んでおり、施設の総量や機能を見直していくことは避けて通れない課題でございます。一方、集会施設は地域活動や住民同士の交流を支える重要な拠点でもあります。前回の質問に対し、町からは、対象となる 14 施設について、地域への譲渡を進めるため、必要な修繕、譲渡後の維持管理費、譲渡時期など一定の基準を設けること、また地域からの意見を役場内で共有し、できる限り対応に差が生じないよう進めるとの答弁がありました。そのような中で、先日、全員協議会の場において、譲渡でなく無償貸付けを基本とする旨の方針転換があったことが示されました。そこで、まず、今回の譲渡から無償貸付けへと方針転換した経緯と理由、メリット・デメリットの分析、そして方針転換が行財政審議会の答申した意図と十分に酌んでいると考えているかどうかを、お伺いします。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。このたびの広域集会所の整備について、無償貸付けとした経緯について、またこの際のメリット等についての御質問を頂きました。このたびの集会所の整理につきましてですが、もともとは地元譲渡ということで議論を進めてまいりましたが、地域の意見等を踏まえつつ、

内部で協議を重ねた結果、将来、解体処分の責任や負担がかからないように地域に配慮したいとの思いで、利用希望がある場合は、無償貸付けを基本とすることといたしました。なお、利用希望がない場合は廃止となります。メリットというところでございますが、地域の利用がある場合、利用していただく際の維持管理や修繕につきましては、地域集会所と同様に、町の補助制度などを活用しながら、利用者側である地元で負担していただくということになりますが、これらの負担は譲渡した場合であっても同じであり、加えて、将来的な解体処分の責任や負担がかかる分、このたびの提案のほうが、地域にとっては受入れやすいのではないかというふうに考えております。なお、この対応が行財政審議会の答申に対してどうなのかという御質問でございますが、答申では、公共施設の地元譲渡に当たっては、地域の実情を十分に考慮した上、状況に応じて柔軟に見直すようにと示されており、このことを踏まえた対応であることを御理解頂きたいというふうに思います。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

次に、前回の答弁では、条件等の整理が終わり次第、夏場から地域との協議を開始するということでございました。現在９月になっており、対象となる地域への説明や協議は既に実施されたのでしょうか。実施されたのであれば、無償貸付けでの提案をされたと思うのですが、地域からはどのような意見や反応があったのか、伺います。特に、無償貸付けとした場合の維持管理費や、将来的な修繕・解体などについて、どこまで町が責任を持つのか、地域から不安や懸念の声はなかったのでしょうか。また、貸付けよりも譲渡のほうがよいといった地域はなかったのでしょうか。可能な範囲でお示しください。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。維持管理等についての御質問でございます。まず、解体につきましては、先ほど述べましたとおり、所有者である町が行いますが、無償貸付けの間の維持管理や修繕につきましては、地域集会所と同様に、町の補助制度などを活用しながら、利用者側である地元で負担をしていただくということになります。なお、無償貸付けですので、現状のままでの貸付けを基本としますが、維持管理に関しましては、最初の３年間は町からの交付金に一定の上乗せを行い、地域の負担軽減にも配慮したいと考えております。地域との協議を進めていく上での基本的な事項が整理できましたので、本格的な協議というのは、これからです。このような協議の中で、例えば、議員の御指摘のような、譲渡を希望される地域があればですね、個別に協議をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

最後に、今後の交渉の進め方について、お伺いします。今回の対象施設について、今後、各地域での協議をどのようなスケジュールで進め、いつ頃までに方針を決定する考えなのか。地域にとっても将来の負担に関わる重要な問題であることから、今後の具体的なスケジュールと、町としての見通しを伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。今後、地域との日程が整い次第、できるだけ早いうちに協議を開始しまして、今年度

中には一定の方向性を示していただけるよう、協議を進めていきたいというふうに考えております。以上です。
○中本正廣議長
　宮本議員。
○宮本千春議員
　今回、方針が無償貸付けということになり、将来の除却は町が責任を持つということになります。一方で、既に町から譲渡された集会施設もあります。こういった施設の除却については、町はどう対応するのか、今後まだ多くの整理すべきことが出てくると思います。将来の不安を残さないよう、一つ一つ解決、整理していっていただければと思います。次に、安芸太田町の農産物の特産品について伺います。本町は農業生産額が大きな自治体ではありません。人口減少が進む中で、農地を守り、農業をしていくことは、地域の景観や環境を守る上で重要です。そのためには、単に農地を維持するのではなく、少量でも高付加価値を生み出せる農産品を育て、町の特産品として販売していくことが必要だと感じます。そこで、現在、安芸太田町として特産品を目指している農産品にはどのような品目があるのか、お伺いします。
○中本正廣議長
　菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
　はい。農産品の特産品化についての御質問でございました。町の特産品として、支援などに取り組んでいるものにつきましては、祇園坊柿でございます。各地域では半自生的に生育していたものを、ふるさと産品の一つとして、昭和 50 年代から栽培振興が始まりました。現在では、祇園坊柿生産支援対策事業として、苗木の購入補助や買取価格補償事業を行っております。加工品につきましても、饅頭でありますとか、カレーなどの商品を開発しているところでございます。その他の品目につきましては、安定的に生産が行われているトウモロコシでございますとか、コマツナなどを活用した特産品を増やせたらと考えているところです。また、令和７年度から特産品開発支援事業として、新たな特産品の開発を支援する補助制度を始めております。この事業を活用し、箱入りのあおし柿も商品化を行っているところです。道の駅再整備を踏まえ、新たな特産の開発に力を入れていきたいと考えているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　宮本議員。
○宮本千春議員
　特産品として、祇園坊柿、トウモロコシ、コマツナといったところが挙がりました。こういった作物の生産を増やし、農業振興を考える上で、米から他の作物へ転作を進める場合に、補助金の問題が一つの障壁となっています。米から転作することで、国の補助制度によって農家が受け取る補助金が下がり、結果として、土地所有者や農家から転作について承諾を得られない場合があります。将来的に、地域の特産品となる作物を育てるためには、こうした短期的な収益差を乗り越える仕組みが必要と考えます。そこで、町として、例えば一定期間に限って転作による収入減少分の一部を補填するなど、時限的な支援制度を設け、特産品化を目指す作物への転作を促進する考えはないか、お伺いします。
○中本正廣議長
　菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
　はい。転作に関する御質問でございました。転作補助金といたしましては、国の補助事業である畑地化促進事業がございます。目的としては、水田を畑として利用し、畑作物に取り組む

農業者に対して、需要に応じた生産を促進することで、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行うものでございます。申請地に対して、５年間で10ａ当たり、合計17万円の補助となります。令和５年度から事業開始をしており、令和７年度まで６名が利用し、1,064万３千円を交付しているところでございます。特産品化を目指す転作促進にもなるとは思いますが、条件でございますとか、他の補助が受けられなくなるデメリットもありますので、農業者の方へのニーズを確認しながら促進していきたいと考えています。また、中山間地域等直接支払制度では、地目が田から畑に変わることによる単価の減少として、町単独事業で、令和５年度に祇園坊柿新規植栽促進事業を新設しております。新規に農地に祇園坊柿を植栽する場合、10ａ当たり２万円の補助を行うもので、他の補助金に関する制度とあわせて、祇園坊柿を促進したいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

転作に関して、多くの補助制度が用意されていることがよく分かりました。ただ、町単独事業の祇園坊柿新規植栽促進事業は、祇園坊柿の生産を広げたい方に有利にもかかわらず、制度ができてからまだ利用者がないと伺っています。利用される理由について分析され、より使いやすい制度として、町民の皆様に知ってもらえるような取組をお願いいたします。さて、農業振興に重要な農地の集約についても、個々の農家や農業法人だけに任せるのではなく、町が積極的に調整役を担う必要があると考えます。所有者が高齢化し、耕作を続けられなくなった農地について、農業をしたい人につなぐ仕組みを、町が積極的に支援することが重要と考えます。また、将来的に管理できなくなる農地について、町が寄附を受けることも選択肢の一つではないでしょうか。もちろん、農地の寄附を受ければ町が管理責任を負うことになるため、全ての農地を無条件で受け入れることは現実的ではありません。しかし、特産品化を目指す作物の生産に適した農地など、一定の条件を設けた上で、町が農地を集約し、担い手に貸し付けるような仕組みを検討することはできないか、お伺いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。町が農地を集約し、担い手に貸し付けるような仕組みを検討することはどうかというような御質問でございました。本町にとどまらず、全国的に、農地の管理は、高齢化などによる担い手不足により、耕作放棄地は広がっている状況でございます。町が農地を集約して貸し付けることですが、町が農地を受けるのも、原則、耕作が前提で、農業委員会の許可が必要となります。しかし、このような課題があったため、都道府県知事が指定した公的な農地中間管理機構が、農地を貸したい人から借り受け、担い手へまとまりのある形で貸し付けることにより、農地の集約化や効率化を進める制度がございます。本町のひろしま活力事業は、この農地中間管理事業を通して事業が行われているところでございます。さらに、地域計画を作成する中で、その後も、誰がどのように農地を守り活用していくかの協議を重ねることとなります。本町としても、広島県の主催する研修に参加し、地域ごとに町民の方と、10年後の将来を考える場の設定を検討しているところでございます。地域の話合いの場を設けることで、ニーズに応じた農地の集約を推進したいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

なかなか地域の中での話合いでは集約が進まないというのが、現状から見た結論ではないで

しょうか。集約を進めたいエリアであれば、町や農業委員会が強制力を持って手続を進めるということも、場合によっては必要ではないでしょうか。最後に、物価高騰対策として実施された、morica マネーの支給について伺います。物価高騰が続く中、町民の生活を支援するために実施された morica マネーの支給は、地域住民への直接的な支援であると同時に、町内での消費を促し、地域経済を支える効果も期待されたものでございます。そこで、今回支給された morica マネーの利用率については、先般の行政報告でありましたので、この場は省かせていただきます。今回の事業で利用されない morica マネーの残額が発生する場合が想定されたと思いますが、その残額を別の物価高騰対策に活用できるような工夫がされていたのかどうか。残額は今後どのような扱いをされる予定なのか、お伺いします。物価高騰は今後も続くことが予想されます。今回の事業を単発の給付で終わらせるのではなく、利用状況や未利用分を検証し、次の施策につなげることが重要と考えます。よろしくお願いいたします。

○中本正廣議長

能宗企画ＤＸ課長。

○能宗良明企画ＤＸ課長

はい。物価高騰対策として、全町民に morica マネーを１万円給付した事業について、残額の活用方法について御質問頂きました。先ほども御質問ありましたように、行政報告で申しましたとおり、利用率は 94％になります。こうした中で、物価高騰対策については、現金給付で対応した頃には、振込先を確認する際に相手方から返信がないなどで、送金ができないこともありまして、結果、本町では約 90％の送金率にとどまっていました。こういった状況を含めて、利用率という意味では、morica 給付のほうが明確に勝っていると受け止めております。一方で、今回、利用期限までに利用されなかった残高は、約 304 万５千円となっております。本町では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業といたしまして、この生活応援給付金に加えまして、令和８年度の morica プレミアムポイント還元キャンペーン事業や、農業者支援事業、乳幼児医療費給付事業など、合わせて 26 事業、総額１億 4,724 万９千円の物価高騰対応関連事業を計画しており、これらの事業に、国からの交付金限度額１億 3,760 万円を最大限活用することとしております。今回の生活応援給付金も、一連のこの物価高騰対応として捉えているところであり、こうした物価高騰対応の取組全体の中で、国からの交付金を有効に活用してまいります。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

複数の事業を合わせて、交付金限度額より多い額で予算が組まれているということで、morica マネーの残額も他の事業で活用され、国費を最大限活用できるようになっていると聞き、安心いたしました。しかし、morica マネーを利用しなかった方については、単に使わなかった人として終わらせるのではなく、なぜ利用されなかったのかを分析する必要があります。スマートフォンやカードの利用に不慣れであった、制度そのものを知らなかった、利用できる店舗が限られていた、あるいは外出や買物の機会が少なかったなど、様々な理由が考えられます。利用しなかった方が少数であっても、物価高騰対策という目的から考えれば、支援が届かなかった方への課題意識を持つことも重要です。今後、同様の事業を実施する場合、利用しなかった方にも確実に支援が届くよう、どのような改善を考えているのか伺います。例えば、一定期間利用されなかった morica マネーについて、本人の意思を確認することを基本にしつつ、制度上可能であれば、水道料金や介護保険料など、公的な負担に充当できる仕組みを検討することも一案ではないでしょうか。もちろん、電子マネーの性質や制度上の制約があることで難しい部分

があると承知しています。しかし、物価高騰対策として予算を投入した以上、その支援ができるだけ多くの町民に届く仕組みを考えることが重要と考えます。
○中本正廣議長
　能宗企画ＤＸ課長。
○能宗良明企画ＤＸ課長
　はい。今回、未使用だった方々の状況を分析したところ、給付額１万円を全く利用されなかった方が 226 名おられ、この方々の金額は残高合計額全体の約 75％を占めています。全く利用されなかった方を年代別に分析しますと、80 代が 39 人、90 代が 45 人と、両者で全体の約 37％を占めており、高齢者の割合が高くなっています。また、20 代も 23 人と全体の 10％おられ、若年層にも一定の未利用があることが確認されました。また、次に地域別とか施設別に見ますと、特別養護老人ホームなどで十数人と、未利用者が集中しておりました。これは、施設に入所されている高齢者にとって、morica マネーを利用する機会そのものが限られているのが大きな要因であると考えております。こうした分析を踏まえて、今後は、未利用者に対する郵送による個別通知を、より早い段階で実施するとともに、施設に入所されている方には、施設や関係者と連携しながら、御家族に対する呼びかけや、morica 加盟店の出張販売などの取組を強化してまいりたいと考えております。また、今回の給付は、令和７年 12 月末時点で、本町に住民票のある 5,223 人を対象としておりますが、令和７年 10 月１日を基準とする国勢調査における本町の人口は 5,051 人です。国勢調査は、住民票の有無にかかわらず、実際にお住まいの方を調査した結果になりますので、住民票はあるものの、実際には町内にお住まいでない方が一定数おられることが伺えます。こうした方々については、そもそも町内で morica マネーを御利用頂く機会が乏しかったものと考えております。したがいまして、94％という利用率は、実際にお住まいの町民の皆様には、支援が相当程度行き届いたものと受け止めております。ちなみに、議員から御提案頂きました、一定期間利用されなかった morica マネーを、水道料金や介護保険料などの公的負担に充当する仕組みについては、実際は令和７年４月から、役場窓口において、morica マネーでお支払いができるようになっております。まずは、こうしたお支払いが可能であることについて、改めて周知に努めてまいります。ただし、これらの料金のお支払いが銀行口座などからの自動引き落としになっている場合には、自動引き落としを一時的に morica に変更していただくのは、かえって面倒ではないかとも考えております。いずれにいたしましても、物価高騰対策として予算を投入した以上、その支援ができるだけ多くの町民に確実に届く仕組みを構築することが重要であるとの認識のもと、頂いた御提案も踏まえながら、今後の施策を検討してまいります。以上です。
○中本正廣議長
　宮本議員。
○宮本千春議員
　自動引き落としになっているものについても、金融機関へ通知する請求金額を前もって調整すれば、支払い方法を変更しなくても対応できるのではないでしょうか。いずれにしても、そういった方法で、期限切れで失効になる morica マネーが発生しないような仕組みづくりを進めていただければいいかと思います。最後に、季節の変わり目ですが、残暑厳しい日が続きます。引き続き熱中症に警戒していただき、また、これから本格的な台風シーズンとなります。適切な判断、早めの情報提供により、万全の体制で、町民皆様の安全・安心を提供していただきたいと思います。これで私の一般質問は終わります。
○中本正廣議長
　以上で宮本千春議員の一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。

休憩　午前 10 時 56 分
再開　午前 11 時 00 分

○中本正廣議長
　休憩前に引き続き一般質問を続けます。１番、笠井清孝議員。
○笠井清孝議員
　おはようございます。私は、大項目、安芸太田町の災害対策と、それから移住定住対策について、質問させていただきたいと思います。まず最初に、頻発激甚化する自然災害に対する本町の防災体制と地域防災力の強化について質問いたします。全国各地で線状降水帯による記録的豪雨や地震が相次ぎ、いつどこで甚大な被害が発生してもおかしくない状況が続いています。豊かな自然に囲まれた本町は、急傾斜地や河川が多く、土砂災害や河川氾濫のリスクと常に隣り合わせにあります。加えて急速に進む高齢化と人口減少により、災害時の避難行動要支援者の安全確保や、自治組織を中心とした共助の担い手不足は極めて切実な課題です。災害から町民の尊い命と暮らしを守り抜くためには、行政によるハード・ソフト両面の備えはもちろん、地域コミュニティや住民一人一人の防災意識を高める実効性の高い施策が不可欠です。それでは本町の具体的な取組について伺います。まず１番目、現在の本町における避難行動要支援者名簿の登録状況及び個別避難計画の策定進捗率を伺います。
○中本正廣議長
　佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい。現状についてお答えをいたします。現在、町における避難行動要支援者名簿の登録者数は約 400 名となっております。そのうち、個別避難計画の策定につきましては、土砂災害警戒区域などリスクの高い地域にお住まいで、自力避難が困難な方 100 名を最優先対象として進めておりますが、現在の策定実績は３件にとどまっております。策定が遅れている主な要因といたしましては、避難行動要支援者や御家族への意向確認及び個人情報の取扱いに関する同意取得に時間を要していることが挙げられます。この遅れを解消するため、避難行動要支援者の身体状況や生活環境を的確に把握できるよう、ケアマネジャーをはじめとする福祉専門職等との連携を強化し、９月以降、専門職との個別協議を集中的に実施をして、計画作成を加速させてまいります。以上でございます。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　随分と課題が多いと思いますので、早く対応できるようにしていただきたいというふうに思います。計画策定にあたり、ケアマネジャーや福祉専門職、民生委員、地域コミュニティとの連携体制はどのように構築されていますか、伺います。
○中本正廣議長
　佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい。避難行動要支援者の身体状況や生活環境を的確に把握するため、ケアマネジャーをはじめとする福祉専門職等との連携を強化しております。あわせて、町独自の防災アプリ、防災もりみんを活用し、お薬手帳の画像登録による緊急時医療情報の共有や、地域の避難支援者との円滑なマッチングを推進しております。さらに民生委員や自主防災組織等とも情報を共有し、地域全体で見守る共助体制の構築を図ってまいります。以上でございます。
○中本正廣議長

笠井議員。
○笠井清孝議員
策定された計画が机上の空論とならないよう、実際の避難訓練、個別避難計画を活用した実動訓練への反映や、定期的な見直しへの仕組みをどのように講じていくか、実効性確保に向けた町の考えを伺います。
○中本正廣議長
佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
はい。実効性の確保についてでございますが、町ではこれまで２年間、計２回にわたって地域単位での避難訓練及びアプリの実証実験を通じて改善を重ねてまいりました。今後は、地域全体の訓練に加え、規模にかかわらず、より実践的な訓練を実施し、避難経路や支援手順の検証、改善を重ねてまいります。また、対象者の身体状況や支援環境の変化に対応できるよう、防災もりみんによる情報更新体制を整えるとともに、定期的な見直しの仕組みをルール化してまいります。なお、スマートフォンをお持ちでない方に対しても、書面による適切な情報管理とマッチングを行うなど、誰１人取り残さない実効性の高い避難支援体制の確立に努めてまいります。以上でございます。
○中本正廣議長
笠井議員。
○笠井清孝議員
実際に災害が起こってから対応では遅いので、訓練等の計画性、具体的な計画性等が今分かる範囲でお答えできればと思います。
○中本正廣議長
佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
はい。今後のことにつながるかと思いますけども、大きな、例えば地域単位の避難訓練でありますと、やはり総務課危機管理室との連携は不可欠でございます。そういったことを踏まえながら、健康福祉課としましては、先ほど申し上げたとおり、やはり実際に個別避難計画を作成に至った方、あるいは支援に携わる方、小規模あるいは２人から３人とか、そういったことを特に積み重ねながら、より実践的な避難支援につなげていきたいと思っております。以上でございます。
○中本正廣議長
笠井議員。
○笠井清孝議員
自治体別でその避難訓練をするというような計画は、実際にはありますでしょうか。過去そういう実例があれば教えていただければと思います。
○中本正廣議長
佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
はい。防災もりみん、防災アプリですね、導入する際に、視察研修をさせていただいたことが以前ございましたけども、静岡県富士市においては、富士市全体で年１回、避難訓練の日を設けてされておられました。やはりそういったところを参考にしながら、安芸太田町で取り組むべきところは危機管理室とも連携をさせていただければと思います。以上でございます。
○中本正廣議長
笠井議員。

○笠井清孝議員
　ぜひとも具体性を持って計画的にその辺の避難訓練を実施していただければというふうに考えております。続きまして、安芸太田病院、戸河内診療所が水害等で浸水した場合の対応について、具体策について伺います。
○中本正廣議長
　正岡病院事務長。
○正岡剛安芸太田病院事務長
　はい。お答えします。安芸太田病院で最大105名の入院患者を増水時に移動させることは非常に困難であると認識しております。このため、台風など事前に災害が予測できる場合は、気象情報等を早めに把握し、患者の状況に応じた町外医療機関への事前転院も含め、早い段階から検討することが重要であると考えています。あわせて広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により、県とリアルタイムで情報共有を図ってまいります。なお、戸河内診療所につきましては、入院設備がないため、外来を臨時休業するなどの対応をとる考えでございます。一方、急激な増水等により院外移動が危険となった場合には、緊急安全確保として、まずは病院３階病棟への垂直避難により安全を確保することが現実的な対応と考えております。本院では１階には入院患者はおらず、自家発電装置や電子カルテサーバーも２階以上に設置しているため、垂直避難後も医療の事業継続は可能であると考えております。年２回の消防訓練と年１回の広島県との合同のＥＭＩＳ訓練、要配慮者に関しては、地域の住民の避難訓練の時に院内で内容を確認しているようにしております。以上になります。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　その辺の対策は住民の方も周知されていらっしゃるんでしょうか。その辺がちょっと心配で、質問させていただきました。どのように広報されていますでしょうか。
○中本正廣議長
　正岡病院事務長。
○正岡剛安芸太田病院事務長
　はい。広報については、すいません、医療法とかですね、施設基準のほうの法律的な兼ね合いでさせていただいて、監査のときにその実績報告をさせていただいておりますが、住民のほうに広報というのは少し手薄になってるかもしれませんので、院外報も通じて訓練の模様などもアナウンスができたらと思いますので、ちょっと院内のほうでもまた考えさせていただければと思います。ありがとうございます。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　ぜひとも住民が安心して病院に入れるように、よろしくお願いしたいと思います。続きまして、町内における孤立可能性集落の現状の把握状況と、道路寸断時を想定した物資備蓄、食料、水、衣料品、燃料等の配備状況について伺います。
○中本正廣議長
　二見総務課長。
○二見重幸総務課長
　はい。町内における孤立化可能性集落への対応についての御質問を頂きました。今年度、国において孤立化可能性集落調査が実施されたところでございます。本町においては、孤立化の可能性がある集落は94集落中88集落であると回答したところでございます。この調査におき

まして、孤立の定義は、道路交通及び海上交通における外部アクセス、四輪自動車で通行可能かを目安とされておりますが、このアクセスが途絶し、人の移動、物資の流通が著しく困難もしくは不可能である状態であります。孤立の条件は、集落への全てのアクセス道路の一部区間が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、または津波浸水想定区域に重複しているというふうにされておるところでございます。集落における物資備蓄の状況といたしましては、町の防災体制構築支援事業補助金を活用していただきまして、令和７年度までに 14 自治会、令和８年度で４自治会に各地域で必要な資機材をそろえていただいております。資機材等につきましては、孤立した際に、当面必要となる発電機やポータブルバッテリー、あるいは簡易ベッド等を整備されておるところでございます。食料につきましては、災害直後は地域内で持ち寄り対応してもらうことになりますが、町としては千人分の１日分の食料や飲料水を備蓄しておりまして、孤立した集落等にも、輸送手段を工夫することによりまして、配送したいと考えております。孤立した地域への物資輸送対策としては、令和６年度にドローンによる物資輸送協定を県内２事業者と締結しておりまして、この活用も視野に入れておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

避難予定者の数だけは備蓄がされてるというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。災害の規模等にもよると思いますが、一定の準備はできているものと考えております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

はい。それで安心しました。続いて、停電や孤立が発生した際の非常用電源、発電機、蓄電池の配備や、衛星通信などの代替通信手段の確保はどのようになっていますか。また、通信キャリア等の事前打合せ等は実施されていますでしょうか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。先ほどの答弁でも申し上げましたが、発電機等を自治会等で準備されている地域もございますが、災害時には個人所有の発電機を地域避難所で使用するということを想定されるところもございます。各通信事業者がスマートフォン向けに、スターリンクダイレクトサービスを展開されているということから、個人のスマートフォンに依存することにはなりますが、発災直後のデータ通信は一定程度担保されるものと考えております。また、衛星通信につきましては、県が保有されているスターリンク設備の貸与も可能であると聞いておりまして、有事の際には、その活用も視野に入れているところでございます。なお、町の防災計画では、防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱において、各通信キャリアを防災関係機関として、電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施というのを明記しているところでございます。特にＮＴＴ西日本中国支社は、本町の防災会議委員もお願いしておるところでございまして、防災会議を通して、有事の際の対応について意見交換をしているところでございます。以上です。

○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　今回の熊本地震で、やはり同じような形で、やっぱりスターリンク、衛星放送を使って、やっぱりその通信体制を整えるという形がありましたので、ちょっと安心しました。それからあと、やっぱり同じように通信キャリア４社ですね、大手。４社が集まって、やっぱり本部にその設置をしてですね、対応しているような状況ありましたので、通信キャリアのほうときちっと事前にそういう打合せができているとなれば、対応が早くできるのかなというふうに考えました。続きまして、冬季豪雪、停電時における福祉的支援、要配慮者の安否確認体制や温かい避難環境を確保するための福祉避難所の運用体制などへの具体的な備えについて伺います。
○中本正廣議長
　佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい。まず、福祉避難所の協定締結先を申し上げます。介護老人福祉施設２か所、介護老人保健施設１か所及び町の指定管理施設を運営する社会福祉法人の計４か所となっております。福祉避難所となる介護施設３か所には、停電時用の小型発電機や滞留型ストーブに加え、迅速に温かい食事を提供できる炊き出しセットを配備しております。さらに、移乗を助けるスイング式車椅子やブレーキ付き歩行器、ストレッチャーといった移動支援用具をはじめ、床の冷気を防ぐ簡易ベッド、プライバシーを保護するスクリーン、排せつを支援するポータブルトイレ、省スペースで備蓄できる真空パック毛布など、要配慮者に対応した資機材を幅広く整えております。これらを的確に活用し、厳冬期の停電下であっても、要配慮者の命と尊厳を守り、温かい避難環境を確実に整えてまいります。以上でございます。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　その辺の対応をしっかりされていることをお聞きしました。続きまして、町内指定避難所における段ボールベッド、簡易トイレ、マンホールトイレや洋式温水洗浄便座を含むプライバシー確保のための間仕切り等の備蓄配備状況を伺います。
○中本正廣議長
　二見総務課長。
○二見重幸総務課長
　はい。避難所における備蓄の状況でございます。指定緊急避難所は、役場東館、川・森・文化・交流センター、修道活性化センターを指定しておりまして、広域避難所は筒賀福祉センターを指定しておるところでございます。この四つの避難所に合計で、簡易ベッドは 40 台、段ボールベッド 44 台、エアベッド 32 台、エアマット 400 枚、簡易トイレは 10 基、簡易トイレ用テントを 20 張り、プライバシー確保のための間仕切りを 37 区画分、また、屋内用テント 38 張り分を備蓄しているところでございます。マンホールトイレでございますが、能登半島地震の検証を踏まえまして、地震災害時の下水道管路の破断等によりまして使用不可となる可能性が高いことから、実用性は低いというふうに認識しておりまして、通常の洋式トイレや、簡易トイレに便収納袋をかぶせて使用する、この袋を 5,150 回分、備品調達しておるところでございます。非常時に使用可能な洋式温水洗浄便座については、現在の備蓄はございませんので、今後どういったものがふさわしいかというのを検討していきたいと考えております。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。

○笠井清孝議員
　それもやはり今さっき話したように、避難予定者の数にきちんと適応してるというふうに考えてよろしいですか。
○中本正廣議長
　二見総務課長。
○二見重幸総務課長
　はい。こちらにつきましても、災害の規模でありますとか災害の場所にもよると思うんですけども、おおむね充足しているものと考えております。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　分かりました。続いて、各避難場所の空調施設の状況と、体育館等の空調設備の設置について伺います。
○中本正廣議長
　二見総務課長。
○二見重幸総務課長
　はい。先ほどの避難所でございますが、役場東館、川・森・文化・交流センター、筒賀福祉センターにつきましては、空調設備は整備されているところでございます。修道活性化センターにつきましては本年度、スポットクーラーを２台、大型扇風機を３台、調達・追加配置したところでございます。体育館等につきましては、避難場所に指定していないことから、避難施設として空調設備の整備は現時点では考えていないところでございます。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　例えば避難者が増えて、体育館を利用するようなことも今から考えられるというふうに思います。特に今回熊本地震を見ると、随分やっぱり暑さで、車中泊された人がたくさんいまして、亡くなられた方もいらっしゃいますので、その辺の対応を今後、予算も関係すると思いますが、検討をお願いしたいと思います。続きまして、迅速かつ正確な避難者把握、マイナンバーカードや二次元コードを活用した避難所受付システム等や、避難所の混雑状況の可視化など、防災ＤＸツールの導入に向けた検討状況と今後の見通しについて伺います。
○中本正廣議長
　二見総務課長。
○二見重幸総務課長
　はい。避難者の状況確認につきましては、現在では避難所に配置した名簿への記入を勧奨し、その状況を定期的に自治会長等に問い合わせるなどして把握しているのが現状でございます。ただし、この混雑状況の可視化につきましては、県の防災情報システムに本町職員が情報を入力することによりまして、混雑状況、何人ぐらい避難されているかというのが閲覧できるようになっておるところでございます。避難者の把握につきましては、御提案頂きましたマイナンバーカードでありますとか、morica カードの二次元コードを活用することで迅速、正確に寄与するものと考えますが、避難所ごとの通信環境がセキュリティ等確保されているかどうかといった課題もございますので、今後、関連機器の整備、避難所開設時の運用面でどういったことが課題になるのかといったことを整理していきたいと考えております。こうした課題を一つ一つ検証しながら、県のシステムを活用できる部分は積極的に活用しつつ、本町独自で取り組む

べき部分につきましては、本町の実情に合った防災ＤＸの実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　分かりました。デジタルに不慣れな高齢者に対する情報伝達の確実なフォロー、アナログ手段等の併用をどのように両立させていくのか伺います。
○中本正廣議長
　二見総務課長。
○二見重幸総務課長
　はい。災害時における情報伝達手段につきましては、各世帯あるいは集会所等に設置している、防災行政無線、戸別受信機による防災情報発信を中心に運用しております。デジタル機器に不慣れな方に対しても、こちらで情報を届けることができているというふうに考えております。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　分かりました。続いて、自主防災組織への支援強化について伺います。町内の自主防災組織の結成率及び実際の活動状況を町としてどのように把握、評価されているか伺います。
○中本正廣議長
　二見総務課長。
○二見重幸総務課長
　はい。本町における自主防災組織の設立は、62 自治会のうち 10 団体にとどまっております。組織率は現在 34.14％で、そのうち、ほぼ毎年避難訓練などの活動をされている団体は９団体ございます。自主防災組織設立に至っていない自治会でも、防災に関する担当をされる方や、連絡体制を整えたり、防災教室を開催されている自治会も多くございます。地域の高齢化や、人手不足の中で、地域運営だけでも大変な負担になっている地域が多くなっている中で、改めて、自主防災組織を設立することは、これはなかなか容易でないということも考えておりまして、自治会の活動の中に、防災意識の醸成に向けた取組を少しでもプラスしてもらえるような取組を支援していきたいと考えております。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　高齢化で大変でしょうけども、ぜひともその辺、どうにかいい形になるように進めていただければというふうに考えております。防災資機材の購入補助や更新支援、防災士資格の取得支援など、地域が主体的に活動を継続しやすくなるための財政的、人的支援策の現状と拡充方策について伺います。
○中本正廣議長
　二見総務課長。
○二見重幸総務課長
　はい。災害時備蓄資機材の購入補助につきましては、防災体制構築支援事業で、令和４年より展開をしているところでございます。この補助事業は県や国等の財源を活用して実施してまいりましたが、今後も有利な財源の活用や、地域との負担割合の考え方も視野に入れまして、地域の防災体制構築維持に努めていきたいと考えております。防災士の資格取得支援につきま

しては、町として、個人の資格取得に公費を投じることについて一定の整理が必要というふうに考えておるところです。また、防災士資格取得に支援を行った場合には、町や地域の防災活動にどのように携わってもらうか、どのように活動してもらうかといったところも慎重に整理、検討していきたいと考えております。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　次にですね、若者や女性の参画促進、消防団や地域福祉関係者との協働など、持続可能な地域防災体制を育てるための町の推進策を伺います。
○中本正廣議長
　二見総務課長。
○二見重幸総務課長
　はい。地域防災体制を育てるための町の推進策ということで、御質問ちょうだいしました。世代や組織等の枠を超えた防災意識の向上の取組を進めてまいりたいと考えております。今年度は 11 月 29 日に文化芸能フェスティバル、あるいは健康づくり啓発イベントと同時開催で防災フェアというのを計画しておるところでございます。若者や女性、幅広い年代の方に参加頂き、防災を考えるきっかけにしていただきたいというふうに考えております。また、消防団員の多くは、深く地域の活動に関わっておりまして、団員と地域住民のつながりが、地域全体の地域防災体制を育てているものと考えております。引き続き、地域に根差した消防団活動を支援してまいりたいと考えております。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　先日ポンプ操法の大会を見させていただきまして、行政の方もたくさん参加されてまして、大変心強く思いましたので、継続的に消防団の活動も推進していただければというふうに考えております。最後になりますが、防災対策の全般に関して、町長の見解を伺います。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。縷々町内の取組等について御質問頂いたところでございます。改めて、本町の防災という意味では、まず人的な部分では、消防団に頼るところ大きいところでございます。装備の更新等々も取り組んでおりますけれども、引き続き、支援をさせていただきながら、また人員の充足などについても、頑張っていきたいと思っております。その上で、最終的にはこれいつも話をしますけれども、災害が発生した場合の対応、これ特に災害発生直後はやはり町民の皆さんお一人お一人が、自分の安全を確保していただく、守っていただくということがもう、一番の基本だと思っております。幾ら消防団の充足があろうとも、あるいは組織的には消防署、広島市の消防署の職員も頑張っていただきますけれども、発災直後についてはやはり、どうしても個人個人の取組が一番重要になってくるところでございまして、そういった部分での意識の啓発活動というのも重要な取組だというふうに思っておりますし、あわせて今御質問頂いた防災についての様々な準備も、まだまだ不十分なところもあるかもしれませんけれども、しっかりと一つ一つ取組を進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　笠井議員。

○笠井清孝議員
　終わりに、行政による公助には限界があります。しかし、その限界を理由にせず、地域コミュニティによる共助を町が全力で支援する仕組みづくりが不可欠だと考えております。答弁にとどまらず、実際の予算措置や現場での避難訓練、体制構築へ反映されるよう、今後も防災対策を注視し、具体的な提言を続けていきたいと考えております。続きまして、定住移住についての施策について質問を始めます。安芸太田町における定住移住施策の実効性と今後の展開について、本町の持続可能なまちづくりに向けた喫緊の課題についてを伺います。全国的な少子高齢化と人口減少が加速する中、本町におきましても例外ではなく、集落機能の維持や地域コミュニティの担い手不足は年々深刻さを増しております。人口減少そのものを完全にとめることは容易ではありませんが、これからの地域社会を支える活力を生み出すためには、町外からの新たな人の流れをつくり、住み続けていただくための定住移住施策の実効性を高めることが極めて重要であります。近年、都市住民の地方移住への関心やリモートワークの定着、自然豊かな暮らしへのニーズは確実に高まっております。本町には豊かな自然景観やアウトドア資源、温かい人情といった多くの魅力があり、潜在的な移住希望者の受皿となり得る可能性を大いに秘めていると感じております。しかしながら、現場の声に耳を傾けますと、移住したいが希望に合う住まいが見つからないという住民の問題、移住後の継続的な収入や仕事が確保できるかという生業の問題、さらには移住後には、地域社会へどう溶け込んでいくのかという定着、融和の課題など、依然として高いハードルが存在しているのも事実であります。せっかく本町に関心を持ち、訪れてくださった方々を一過性の交流で終わらせることなく、いかにして確実な定住移住へと結びつけていくのか。また、これまでの各種施策の成果と課題をどのように総括し、今後の戦略的展開を図っていくのか、こうした観点から、住まいの確保、生業づくりの支援、地域融和のための体制整備、そして関係人口の創出に向けた具体的な取組について、順次質問してまいります。はじめに、関係人口の創出拡大と定住へのステップアップについてお伺いします。子ども爆伸び、もりみんこども園の体験ツアーの状況と評価、課題について伺います。９月２日に第１回目をされておりますので、恐らく課題のほうはあまりないと思いますけれども、その点お伺いします。
○中本正廣議長
　上手地域協働課長。
○上手佳也地域協働課長
　はい。このたびの移住体験ツアーでは、もりみん山のこども園を実施しておりますこども園あさひと、こども園とごうちをフィールドに、通常行っている自然保育を体験してもらうことで、遠足のような自然保育が日常に行われており、この取組のすばらしさを、現在利用中の保育とのギャップを感じてもらうことで、安芸太田で子育てする意味を感じ取ってもらいたいというふうに考えております。募集につきましては、９月に２回、11 月に２回の計４回のプログラムを準備しまして、夏秋の２回継続参加を推奨しております。８月からツアーの申込みを開始したところ、広島県内から 23 組の申込みがございました。内訳についてですが、９月については平日４組、休日７組、11 月については、平日３組、休日 13 組という状況で、休日のツアーではですね、受入れ人数の関係で、お断りをしなければならないという状況にもなっております。参加者の年齢、子どもさんの参加年齢ですが、４歳児が最も多くて、２歳児、３歳児の参加もございます。住まいですが、広島市内が大半を占めておりますが、その他、呉市や安芸郡、遠くは福山市からの申込みを頂いている状況でございます。参加動機についてですが、このたびの広報宣伝は、ツアーのランディングページ、ツアー用のホームページをつくりまして、そのページへの導入を行うために子育て移住情報サイトピカブーへの記事掲載、中国新聞記事への掲載、アルパークでのツアー宣伝隊でございますとか、ツアーチラシの広域配布など幅広

く行いました。そうした情報先で興味を持たれた方から申込みがありまして、参加動機としましては、自然とのふれあい、普段の生活でできない体験、自然に触れる機会が普段少ない。また自然の中で遊ぶ体験をしたい。自然の中で野菜嫌いを克服したいと、こういった声が聞かれております。実際に先週の水曜日に実施しましてアンケート、まだ1組目しかしてませんけれども、大変好評を頂いているという状況でございます。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　今回1年だけやったのでは多分結果は出てこないというふうに考えておりますので、予算、今年200万円だったと思いますけども、継続して活動するように、予算化して、やっていただければというふうに考えております。9月の12日は私もちょっと視察に行かせていただこうと思ってますので。続きまして、体験活動など、町外者を対象にした事業が幾つかあると思いますけども、企業ですね。そういった事業者、企業との取組、行政と企業との取組について、関係人口を増やすというところで、取組等について伺います。
○中本正廣議長
　上手地域協働課長。
○上手佳也地域協働課長
　はい。町内事業者との連携ということで、今回のツアーにおきましてですね、休日の体験ツアーで自然保育を疑似体験してもらえるように、自然を活かした体験プログラムを行っている二つの事業者と連携をしております。体験の内容としましては、三段峡での川遊びと魚のつかみ取り体験、それと、ニワトリと自家製野菜の収穫・調理体験、こちらを組み込んでおります。午後にはこども園とごうちでもりみん山のこども園事業の説明と、先輩移住者などとの交流を予定しております。ツアーを委託した事業者とは日々細かな連絡と協議を重ねておりまして、一体となってこの事業に取り組んでおります。このツアーをきっかけに、本町へ興味を持つ人を増加させまして、関係人口から最終目的の移住へとつながるよう進めていきたいというふうに考えております。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　その辺やっぱり民間との協力体制をしっかりとっていただいて、行政だけではできない部分もありますので、その辺の体制づくりを今後も続けていただければというふうに考えます。町内企業を巻き込んでの関係人口構築についての現状と課題について伺います。
○中本正廣議長
　上手地域協働課長。
○上手佳也地域協働課長
　はい。先ほど今回ツアーの中でこういった企業様とも連携をさせていただいたということもありますので、今後もですね、こういった今からこのツアーの実証の結果のほうも出てくると思いますので、やった内容等も踏まえてですね、また、課題等があればまた検証したいと思いますし、そのように考えております。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員

今回、一緒に協力してくださった以外の企業も、例えばスキー場とかですね、そういうところもありますので、ぜひともその辺も含めて考えていただければと思います。ふるさと納税者に対する関係人口の構築についてお伺いします。
○中本正廣議長
上手地域協働課長。
○上手佳也地域協働課長
はい。ふるさと納税の返礼品をですね送る際に、お礼のお手紙を送っているんですが、それとあわせて町の公式LINEのお友達登録促進のチラシを同封しております。ふるさと納税者から公式LINEへの登録は239人となっておりまして、町の情報提供を行い、継続的なつながりの維持に努めているところでございます。以上です。
○中本正廣議長
笠井議員。
○笠井清孝議員
今の取組で実際に安芸太田町にこられて何か活動されたというような実態がありますでしょうか。
○中本正廣議長
上手地域協働課長。
○上手佳也地域協働課長
はい。この239人の方が具体的にですね、ちょっとこちらのほうに来ていただいてというそこら辺のところまではちょっと追跡できておりませんが、はい、継続的につながっているという状況でございます。以上です。
○中本正廣議長
笠井議員。
○笠井清孝議員
続いて、morica、LINE等を活用した安芸太田町ファンづくりについて伺います。
○中本正廣議長
上手地域協働課長。
○上手佳也地域協働課長
はい。moricaアプリの登録数は7月末現在で2,640人で、公式LINEの登録数は6,096人となっております。moricaアプリは主に町民向けに、公式LINEは主に町外向けに情報発信をしております。令和7年度には合わせて141回、情報発信を行っておりまして、今後も関係人口の大切な情報発信ツールとして、登録者を増加させ、活用していきたいというふうに考えております。あと次にファンサイトの立ち上げという御質問も頂いていると思います。今のところ検討はしていないんですが、現在広島県ではさとまちプラスのサイトを立ち上げておられます。これは中山間地域の課題とその解決を支援する、都市住民がつながる機会を提供することで、継続的かつ多様な形で、地域に関わる関係人口の創出を目指すものでございます。具体的には、地域清掃や雪かき、農園の収穫の手伝いなど、これらをですねプログラムとして提供して、興味のある都市住民が参加する仕組みとなっております。こういった仕組みも活用しながら、安芸太田ファンとつながっていきたいというふうに考えております。以上です。
○中本正廣議長
笠井議員。
○笠井清孝議員
ぜひともその辺のツールを使って、安芸太田町に来ていただけるように発信を今後も続けていただければというふうに考えてます。続きまして、空き家対策とマッチングについてです。

空き家バンクの登録件数の現状、それから空き家バンクの問合せ状況、それから空き家バンクの成立についてお伺いします。
○中本正廣議長
　上手地域協働課長。
○上手佳也地域協働課長
　はい。まず空き家バンクの登録件数の状況でございます。令和５年度が 24 件、令和６年度 19 件、令和７年度 11 件、今年度８月末現在が６件ということで、平成 28 年の事業開始から、毎年 20 件程度の物件の登録が続いておりましたが、近年は登録が減っているという状況でございます。次に問合せの状況でございますが、令和７年度 29 件、今年度８月末現在で 12 件となっております。こちらは事業開始以来若干の変動はあるものの、ほぼ変わらず推移しているという状況でございます。次に、空き家バンクの成立についてですが、令和７年度 15 件、今年度８月末現在で６件、年によって変動はございますが、こちらほぼ空き家の登録数に応じて推移しているという状況でございます。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　空き家バンクの成立がもっと増えるように努力していただければというふうに考えております。今言ったような空き家バンクの登録数が少ないのはやっぱり、所有者が手放しやすい、貸しやすい環境づくりがちょっと不足してるんかなというふうに思いますけれども、それについて、対応があればお伺いします。
○中本正廣議長
　上手地域協働課長。
○上手佳也地域協働課長
　はい。所有者が相談しやすい体制ということでですね、暮らし移住アドバイザーを配置しておりますが、空き家バンクに限らず、幅広い相談に対応できる体制を整えております。相談内容によってはですね、空き家バンクの説明でございますとか、家財処分、解体補助制度などの説明を行っております。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　空き家バンクに関してはですね、やはり不動産、司法書士、遺品整理事業所とのワンストップ対応が必要だと考えておりますけれども、そういった一括での相談会等を検討されていますでしょうか。
○中本正廣議長
　上手地域協働課長。
○上手佳也地域協働課長
　はい。実は、令和３年度から、不動産会社、司法書士の同席で空き家相談会を実施しております。空き家バンク登録をはじめ、相続手続など法的なアドバイスを行っております。ちなみに令和７年度、２件の相談がございまして、１件が登録をしていただき、もう１件は、今年度内に登録をしていただく予定となっております。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員

今のワンストップ体制もぜひとも推進していただいて、もっともっと空き家が増えて、成立できるようにしていただければと思います。次、町内の雇用についてお伺いします。町内の事業所の雇用状況について、職種がいろいろありますけども、その辺が分かれば、どれぐらい雇用できる状況なのかを伺います。
○中本正廣議長
菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
はい。雇用の担当課でございますので答弁をさせていただきます。町内の事業所の雇用状況につきましてでございます。経済センサスなどでのデータを見ますと、令和２年の数値でございますが、町内の民間事業者数は 428 件、そのうち個人事業主が 368 件、就業者数は 2,658 人で、雇用者数は 1,896 人でございます。雇用状況ということでございますので、ハローワーク可部管内における就業地別有効求人倍率、令和８年６月で 1.23 倍、安芸太田町内で就業することを前提とした有効求人倍率 1.59 倍でした。求人数が多い上位３業種は、建設・電気関連、医療及び調剤事務・薬剤師、続いて介護となっているところでございます。安芸太田町でございます 1.59 倍ということでございます。求職者にとって、安芸太田町内で就職しやすい反面、企業にとっては人材の確保が難しい状況があるということが確認できます。以上でございます。
○中本正廣議長
笠井議員。
○笠井清孝議員
ということは、働くとこはあるけどなかなか人が来ていただけないということで、今回おそらく、はたすて中山間魅力発信セミナー、安芸太田町の取組について、内容と実施状況と今後についてを伺います。
○中本正廣議長
菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
はい。広島県が設置した就労相談窓口、働きたい人全力応援ステーション、はたすてでございます。出張相談所は、仕事を探している人や転職を考えている人の相談会を開催をしております。昨年度は社会福祉協議会で５回開催し、15 人が参加されておりまして、６人の就職が決まっているということでございます。今年度は役場でも開催し、年間７回の開催予定としているところでございます。また、ハローワークとの共催で９月２日に、中山間地域魅力発信セミナーに関する事業所説明会を開催をいたしました。ハローワーク可部をホスト会場とし、広島県内のハローワークをサテライト会場にオンラインセミナーと求人説明会を行い、45 名の参加があったところでございます。安芸太田町内で生活と就労に関する最新情報など、幅広く広島県内の求職者に周知することを目的に、安芸太田町に拠点のある事業所の求人説明会、本町の定住の取組についてもＰＲしたところでございます。本町に就業するきっかけづくりとなることから、今後もハローワークと連携して取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
笠井議員。
○笠井清孝議員
働き場所は確保できてるんですけど、高齢化によって、事業承継が難しいところもあると思いますので、その辺は今後、セミナー等、研修等をしていただいて、その辺も検討していただきながら、働き場所を確保していただくようにお願いしたいと思います。続きまして、各施設

を連動させるワンストップ推進体制について伺います。関係人口、空き家、雇用、産業の各担当課が一体になって相談する支援窓口を設立するようなお考えはございませんでしょうか。
○中本正廣議長
　上手地域協働課長。
○上手佳也地域協働課長
　はい。御指摘の役場の相談支援窓口なんですけれども、まず、地域協働課の暮らし移住アドバイザーがですね、この役割を担っております。相談内容によっては、各課と連携をして対応にあたっているというところでございます。以上です。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　他市町では民間が主導で、やっぱり全部を一括で説明するようなところもありまして、私も調べましたけど、そういうところは民間との協力になりますので、そういうところができればいいかなというふうに思いますので、その辺もちょっと検討していただければというふうに考えております。最後になりますけども、定住移住について、町長の見解を伺います。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。続いて、定住移住についてですね、本町の取組を含めてもろもろ御質問を頂きました。本当に移住定住、私もこちらについては最優先課題という思いで、これまで取組を続けてきたところでございます。冒頭、議員のほうからも、やはり、移りたくても、仕事がないとか、移り住む場所がないとか様々な課題があるという話もありました。我々もそういった意味では移住定住にあたってできるだけハードルが少ないように、様々な状況の整備みたいなことは取り組んできたつもりではありますが、やはり、例えばそれをどうしても市内と田舎を比べればですね、我々のほうがどうしても、例えば、サービス水準として低いというのは避けて通れないというかですね、同じような条件全くなしで移住定住してもらうというのはやっぱりなかなかハードルが高いなというのが正直なところでございます。そういった意味では、そういう住む場所ですとか働く場所なんかもできるだけそろえながらも、やはり不便なところはあるかもしれないけれども、やっぱり安芸太田町に住みたいなと思っていただけるような環境をつくるほうがより重要ではないかということで、今回取り組んだのが、子育ての環境についてアピールをさせていただくことで、これはまさに逆に言うと我々としては、広島市内で体験する以上の行政サービスを提供できるという自負のもと、移住体験ツアーというのを組ませていただいたということでございました。少しまだ途中ではありますが、もう既に移住定住などについても少し話が出てるというふうに聞いておりますので、これ議員御指摘のように、引き続き、我々としては継続してやっぱりやっていかないと結果も生まれないかなというのは感じているところでございます。そういった様々な取組も進めさせていただきながら、また最後に、議員のほうからも御提案頂きました、定住移住を促進する組織づくりということでございます。我々も、勉強させていただければと思いながらも、本町、幸いにというとおかしいですが、組織が小さいからこそ、各部門というのはそれなりに連携なり情報共有というのは、できているのではないかなというふうに感じているところでございます。そういう部分はしっかりと、引き続き連携をさせていただきながら、また民間でもそういった移住定住について取組をされるような組織が、生まれてくればありがたいなと思いながらですね、現状については、改めてそういった連携による齟齬で移住定住が進まないような環境はできるだけ避けるように、引き続き、各担

当担当連携をしながら、頑張っていきたいと思っているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　笠井議員。
○笠井清孝議員
　本町の持つ自然美や地域コミュニティの絆は、過密な都市部にはない大きな価値を持っています。来訪者をファンにかえ、関係人口を育み、やがて町を共につくる仲間として迎え入れられるための戦略的かつ実効性のある政策展開を強く求め、一般質問を終わります。
○中本正廣議長
　以上で１番、笠井清孝議員の一般質問を終わります。午後１時半まで休憩といたします。

休憩　　午前 11 時 55 分
再開　　午後 1 時 30 分

○中本正廣議長
　休憩前に引き続き一般質問を続けます。５番、末田健治議員。
○末田健治議員
　はい、５番、末田健治でございます。初めに、今年７月に発生した熊本地震、８月には石川県、富山県を襲った豪雨水害、そして同じく８月に発生したネパール・中国国境地帯で発生した大規模な土石流災害について触れさせていただきます。発表によりますと、ネパール・中国両国で死者は 987 人、行方不明者は両国で 4,400 人に上るとのことであり、その被害の甚大さに言葉を失う思いであります。亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。専門家が指摘するように、これらの災害は、地球温暖化による異常気象が大きく影響しているようであります。今こそ私たち一人一人が地球温暖化防止の取組を推し進めていかなければならないと考えるところであります。以下、通告に従いまして順次質問いたしますが、一問一答方式で行います。最初は、観光振興について。二つ目の質問項目は、農業振興策でございます。本町では人口減少が続いており、町内各地で事業の中止や休止という事態が発生しています。[redacted]や、[redacted]の事業廃止、ホテル部門では、[redacted]の事業休止など聞き及んでおりますが、新たな事業者による事業承継の動きもあると聞き及んでおります。町としては、依然として懸念される状況に変わりはありません。こうした時期だからこそ、持続可能な安芸太田町のまちづくりを推進する上で、観光振興施策の強化は喫緊の課題であります。観光を単なる入込客数の増加にとどめず、地域振興、まちづくり一体となった視点で進めることが不可欠と、このように考える次第であります。以下、順を追って質問いたしますが、最初は、安芸太田町の観光振興の将来像と具体策について伺います。本町の観光戦略におきまして、自然、人、伝統文化を活かした安芸太田町にしかないストーリーを価値として提供し、安芸太田町のファンを増やすとされておりますが、具現化に向けて、具体的にどのような施策を展開されるのでしょうか、伺います。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。観光振興の将来像、具体的な観光戦略についての御質問ございました。観光振興、これからの本町の地域活性化の柱の一つとして取り組むというのは、この場でも再々お話をさせていただいておりますし、あるいは安芸太田町の総合ビジョンの中でも示させていただいてい

るところだと思っております。もちろん外貨獲得も必要なことではありますけれども、例えば移住定住においても、先ほどの一般質問の中にもありました、求人情報は多いけれども、実際には若者はどんどん外に出ていく。これはやはり仕事がないというよりは、若い人たちが残って続けたい仕事がないということではないかという思いもあり、その具体的な、若い人たちもぜひ仕事をしてみたいという仕事づくりの一つとしても、この観光というのは重要な取組ではないかと思っているところでございます。その上で、今御指摘いただきました、自然、人、伝統文化を活かした安芸太田町にしかないストーリーを付加価値として提供し、安芸太田町のファンが増えている。これはまた言い方を変えますと、道の駅来夢とごうちの再整備の中でもですね、今だけ、ここだけ、あなただけの提供による安芸太田らしい質の高い観光、食の提供というのをあげておるところでございまして、具体的には、安芸太田にしかないストーリーとして今最も力を入れておりますのがですね、各種アクティビティの充実でございます。既に太田川の護岸や三段峡、さらには温井ダムの湖面を活用したＳＵＰやカヤック、ウォーターアクティビティですね。そういったもののガイド育成にも力を入れ、受入れ人数も今着々と増やしているところでございますし、また温井ダムでは、新たにウェイクサーフィンという、まさに安芸太田でしか体験できないアクティビティが誕生しているところでございます。その上で、また、森林セラピーにも再度力を入れているところでございまして、ガイドの数を増やすとともに、ここ最近は企業への営業を強化し、お客さんも増やしているほか、今年は全国森林セラピーソサエティの中四国ブロック大会の開催も引き受けているところでございます。その上で、最近は、サイクルツーリズムの強化にも取り組んでいるところでございまして、従来から取り組んでいるやまがたサイクルランド、これは主にロードバイクの活用でございますけれども、そういったものに加えて、新たにマウンテンバイクを活用したアクティビティの開発、これは県と連携しながら取り組んでいるところでございまして、私も８月末に山梨まで視察研修に伺って、その将来性については感じてきたところでございます。こうした取組に加えまして、従来型のスキーやキャンプ、釣堀といったアクティビティや食、そして本町の伝統芸能である神楽、これはここ最近、北広島町や安芸高田市と連携して、広島神楽と銘打って、他府県にも打って出ているところでございます。今年は津浪神楽団にも御協力いただいたところでございますが、そうした取組を連携させることで、安芸太田にしかないストーリーを充実させて、県内の、さらには西日本におけるアウトドアアクティビティのメッカを目指し、本町のファンをつくっていきたいと考えているところでございます。なお、もう一つだけ付け足して言わせてもらいますと、今再整備を進めている道の駅というのは、町の様々なアクティビティ、特産品、食のショールームとしての役割を果たすことになるわけでございます。町内観光の周遊を促すハブとして機能するほか、地域商社あきおおたや民間事業者と連携して、体験ツアーの造成と宣伝を展開することを考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

ただいま町長の答弁にありましたように、安芸太田町の自然、あるいはその特徴を活かした取組を進めていくということで、具体的には森林セラピーでありますとか、サイクルツーリズム、そうしたいわゆる自分だけが、あなただけが体験できるというふうな戦略、これについては大変私も同感でございます。そこで、再生道の駅の取組においてでありますが、具体的な取組を進めておられると思いますけれども、新たな食のメニュー、あるいはその特産品、土産物の展開、議会のほうでも、たくさんの商品を買っていただきたいということで、毎日目の前にしておるわけでありますけども、私は一つ、あれをカステラを買いましたらですね、結構良い味だなというふうに思いました。以前、[redacted]についてはいかがなものかというふうな

感じもしたわけでございますが、来夢とごうちでの食のメニュー、特産品、土産品の開発についてどのような具現化を図っていかれるのでしょうか、伺います。
○中本正廣議長
　瀬川道の駅推進チーム担当課長。
○瀬川善博道の駅推進チーム担当課長
　はい。再生道の駅に関係します、新たな食のメニュー、また特産品、また土産の開発についての具体的な取組について御質問をいただきました。令和10年３月の道の駅開業を見据えて、新たな食、特産品、土産物の開発を円滑に進めるため、道の駅再整備事業者、ＳＰＣで選任する駅長候補が開業前から早期に参画することを予定しております。駅長候補が専門的な視点や豊富なアイデアを発揮しながら、テナント誘致活動や地域商社との事業調整を行うほか、地元生産者との関係を構築し、地域の魅力を活かした品ぞろえや売場づくり、来夢とごうちにしかない、商品メニューの企画・試作に取り組んでいきたいと考えているところでございます。特に道の駅の肝となる産直市については、出荷可能な数量や時期、また納品方法、販売価格に加え、新商品開発への関心、後継者の課題などについて、町内生産者や加工事業者との対話を通して、新商品開発へつなげ、無理なく、継続できる出荷販売体制の構築に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。ＳＰＣでは、商品開発の方向性として、町内農産物を使用した加工品のほか、オリジナル菓子また土産品、地元食材を使用した冷凍・レトルト商品、道の駅限定メニュー、地元事業者と道の駅の共同ブランド商品、季節限定商品などを想定しております。開業前から事業者との協議を通して、試作、価格設定、パッケージ検討を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　末田議員。
○末田健治議員
　道の駅を中心にして、新たな駅長候補によるアイデアを発揮をして、今品ぞろえを図っていくというふうな答弁がございました。そこで、具体的には参入される事業者が決められることであると思いますが、安芸太田町でとれた食材を活かした、安芸太田町ならではのメニューを提供いただきたいなというふうなことを思うわけでございますが、これから具体化していかれるというふうに思いますので、現時点での考え方がありましたら、答弁ください。
○中本正廣議長
　瀬川道の駅推進チーム担当課長。
○瀬川善博道の駅推進チーム担当課長
　はい。今現在ですね、新たな駅長候補においてですね、開業前から早期に参加することとして今現在動かれているところでございます。その駅長候補については、具体的には町内産、今では祇園坊柿であったり、また、キノコ類、そういったものを活かしたものをですね、商品開発、そういったものについて、具体的にこれから生産者、また地域商社、そういった関係する人との対話を通じてですね、いろいろ企画、また、そういったメニュー開発に取り組んでいきたいという考えを聞いているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　末田議員。
○末田健治議員
　一方ではですね、町内で既に温井ダムでありますとか、そういった周辺で、新たな事業者によります新たな事業の展開が進行中でございます。その新しい道の駅でのその取組も、当然ながら、既存の施設における魅力ある安芸太田町の観光施設、そこを目的に訪れる来訪者が増え

ると予想されますが、町としてはですね、今後そういった施設との連携ですよね、あるいはこれをどのような施策に結びつけていかれるお考えでしょうか、伺います。
○中本正廣議長
　菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
　はい。民間観光施設の波及効果でありますとか、連携についての御質問でございました。民間観光施設の一つに、本町には恐羅漢山にスキー場がございます。民間施設でございますが、令和７年の冬季のスキー場は９万6,560人の来場がありました。県と町との連携により、県外モニターツアーを２回実施するなど、本町の情報発信や誘客促進といった、観光プロモーションの一躍を担っているところでございます。温井ダムの周辺施設もグランピングでありますとか、ウォーターアクティビティの充実、インフラツーリズムの開始により活性化しつつある状況です。また、加計地区におきましても、資料館の開設など、民間事業者の運営は施設のみの売上げにとどまらず、雇用や地元事業者への発注を通じ、地域経済全体への波及効果が期待できると考えているところでございます。また、現在取組を進めていますマウンテンバイクを活用したサイクルツーリズムの推進については、実際に事業を担う民間事業者による自走を目指した取組が不可欠と考えており、既に町内の幾つかの事業所と連携しながら取組を進めているところでございます。町としても、民間事業者の運営は重要かつ絶対的に必要なものであると認識しており、町の施策と連携することで、誘客力、他の観光施設との連携や、宿泊、農林業などの観光消費を町内で循環させる仕組みづくりができると考えているところでございます。以上です。
○中本正廣議長
　末田議員。
○末田健治議員
　はい。ただいま産業観光課長のほうから、民間観光施設との連携についての見解がございました。引き続いて取り組んでいただきたいなというふうに思います。２項目めの、持続可能な地域づくりと観光収益の還元について伺いますが、観光による収益について、今年から始まった宿泊税などの活用について、安芸太田町としてはどのような考えがありますか、伺います。
○中本正廣議長
　下村参事。
○下村佳世参事
　はい。今年から始まった宿泊税などの活用について御質問いただきました。今年度より、広島県で導入されました宿泊税は、地域資源の魅力向上や旅行者の受入環境の充実など、観光振興施策への活用を前提に、県内市町へ事業提案の募集がありました。本町は、11事業を提案したところ、マウンテンバイク事業、神楽体験支援事業、三段峡再生事業が採択されました。提案内容は、インバウンドの促進による、多言語化も含めた町内看板等サインを更新・統一化した観光サイン・看板の更新、龍頭峡遊歩道整備事業、加計地区新観光ルート整備事業、筒賀・大イチョウ周辺整備事業、宿泊施設環境整備事業などがございました。本事業は、厳しい審査があるものの、その補助金額は、全額県が負担するということで、大変有利な事業でありますことから、観光振興を地域活性化や外貨獲得の柱として取り組む本町としては、積極的に活用できればと考えております。以上です。
○中本正廣議長
　末田議員。
○末田健治議員

はい。宿泊税などの活用について大変有効な取組が進められているようでございます。特に、後ほど質問いたしますけども、三段峡においてもですね、やっぱり外国の方が増えておられますので、答弁にもございましたように、多言語による説明版の充実、こういったことはですね、せっかく安芸太田町に来ていただいても、よく分からないということでは、もったいないことになりますので、そういった看板などの充実をですね、ぜひ努めていただきたいなというふうに思います。次の質問ですけども、入込観光客数と観光消費額の現状認識について伺いますが、近隣市町の北広島町は200万人、ざくっと言いますね、安芸高田市は220万人、県の統計数値で公表されておりますが、このことについてどのように分析をされておりますでしょうか、あるいはどのような評価をされていますでしょうか、伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。入込観光客数の現状についての御質問でございました。御質問のあったように、北広島町、安芸高田市の入込観光客数の方はお知らせいただきましたけど、安芸太田町、最新で言いますと、令和７年の安芸太田町の総観光客数は61万9,287人でございます。率直に言いまして、これから、観光を地域活性化や外貨獲得の柱に考えている本町としては、もっと頑張らなきゃいけないと受け止めているところです。その上で、広島県観光客統計調査により、この２市町を詳しく見てみますと、道の駅といった観光拠点の立ち寄りが半分以上、この２市町は占めている一方、本町は、自然探勝でございますとか、スキーの観光客が半分以上占めている状況です。伸び代という意味では、様々な観光スポットを持つ本町の方が優位と考えているところもあり、現在進めている道の駅再整備において設定している年間来場者数100万人という目標を達成することで、両市町に追いつき追い越したいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

次にですね、１人当たり観光消費額は、令和７年度数値で言いますと、安芸太田町が、１人ですね、1,329円。数字が違っておりましたら御指摘をいただきたいと思います。北広島町は987円、安芸高田市が1,114円というデータが出ております。このことから、安芸太田町の観光消費額は、安芸高田、北広島よりは、消費額が高いわけですから、これまでの取組の成果があらわれているのではないかというふうに評価をいたしますが、町の見解を伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。１人当たり観光消費額の分析でございます。１人当たり観光消費額での比較でございますが、ここ数年は道の駅再整備を見据えて、地域商社あきおおたも物販の売上げアップに力を入れてまいりました。加えて、いわゆる旅行形態は、宿泊旅行または日帰り旅行のいずれかでございます。３市町の宿泊者数では、安芸太田町が３万9,203人、北広島町が３万7,067人、安芸高田市が7,463人と、本町が１番多くなっている状況でございます。令和７年だけ見ますと、全国高校のインターハイが２競技開催されたこともありますが、グランピングなどの営業による単価増もあり、観光消費額単価が伸びていると考えているものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員
　はい。安芸太田町はですね、観光資源という観点から見ましたら、非常に私はすぐれているというか、恵まれているんじゃないかなというふうに思うわけなんですが、先ほど言いましたように、消費額総額で見ましたら、北広島が 19 億 6,600 万円。それから、安芸高田が 26 億 3,600 万円に対しまして、安芸太田は 11 億 6,800 万円にとどまっておると、こういう現状なんですね。ここはやっぱりかなり反省をしなければいけないところではないかなと思うんですよね。条件があって恵まれておって、にもかかわらず、消費額がやっぱり少ないということを、これについてはですね、安芸太田町としては、その伸び代があるといえばそうなんですけれども、今後、道の駅を中心とした取組にしましても、それを目いっぱい頑張っても 100 万人でしょう。ですから、もっともっと伸び代がある取組の、まだしがいがあるのではないかというふうに思うんですけれども、そこの今後の戦略についてはどのようなお考えでしょうか、伺います。
○中本正廣議長
　菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
　はい。観光消費額総額に関します、消費額増加に向けた戦略についてでございます。北広島町及び安芸高田市の観光客数は、本町の２から３倍の数字ですので、必然的に総額に開きがあるところです。いずれにいたしましても、観光客数を増やすとともに、観光客１人１回当たりの消費額を増やすために、滞在時間を延ばす工夫と、町内の飲食、体験、買物をセットで提供するなど、考えていかなければなりません。今後、取り組んでいる道の駅再整備でございますとか、本町の自然を活かしたアクティビティ体験の充実など、引き続き取り組むとともに、日帰り観光客を宿泊観光客へシフトするよう仕組みづくりを検討していく必要があると考えているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　末田議員。
○末田健治議員
　はい。滞在数を伸ばすということ、まさにそのとおりだというふうに思います。で、町内をやはり私はですね、周遊をする戦略というのが大事かなというふうに思うんですが、北広島でもですね、観光資源が乏しいと言っては失礼ですけども、どんぐり村などはかなり多くのお客さんが毎週訪れておられるわけですね。しかも、結構その滞在をされるというふうなことがあります。逆に言えば、そのお客さんが、安芸太田町のほうに流れてこられるという有利さもあるわけでありますから、今後の戦略としてはですね、やはり 433 の改良であるとか、そういったことを通じて、周遊ルートの確保を図っていくということはですね、これは今後もかなり重要なところではないかなというふうに思いますんで、今日はその質問しとるわけじゃないんで、そういった道の整備もあわせた取組もですね、今後重要になってくるんじゃないかなというふうに思います。次の質問なんですが、観光客の受入れ環境整備についてのことで、観光客が増えてまいりますと、環境問題がまた一方では課題として浮上してまいります。トイレ環境の整備をはじめとして、不法投棄、家庭ごみなどのマナー違反事例もあるように伺いますが、現状の課題と具体的な対応策について伺います。
○中本正廣議長
　菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
　はい。現在、所管する公衆トイレにつきましては、業務委託などで管理をしておりまして、管理状況は常時報告を受け、対応しているところでございます。観光客のごみ捨ての問題でありますとか、マナー違反などが、地域住民の皆様の生活環境でありますとか、自然環境に悪影

響を及ぼすといった観光公害、最近ではオーバーツーリズムと言われておりますけど、全国的な問題になっているところでございます。幸いにも本町におきましては、今のところそういった大きなトラブルは聞いていませんが、対策を検討していく必要があると考えているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　末田議員。
○末田健治議員
　はい。トイレ環境の問題で言いましたら、戸河内の道の駅については、非常にきれいだということが、立ち寄りのお客さんからも聞いておりますし、大変それはですね、観光で訪れた方にとってのイメージというのはですね、かなり重要でありますんで、今後も引き続いて頑張っていただきたいというふうに思います。次に、ホームページの充実や、三段峡、深入山、温井ダムなどの動画を活用した情報発信強化についての考え方を伺います。
○中本正廣議長
　菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
　はい。続きまして、ホームページなどの充実につきましての御質問でございました。ホームページでは、地域商社あきおおたが最新の情報を提供するなど、観光地の動画では町外でも配信できるよう対応しているところでございます。また、マツダスタジアムで実施されるわが町魅力発信隊に参加する際には、いつも動画を更新して、メインモニターで紹介してもらうほか、安芸太田商工会におきましても、町内飲食店向けの動画作成を行っているところでございます。情報発信強化では、インスタグラムを含むＳＮＳを活用し、今現在の情報を発信することにより、予約、来訪、町内消費までつなげる仕組みを構築していきたいと考えているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　末田議員。
○末田健治議員
　先ほど質問いたしました宿泊税の活用については、多言語化によった、情報発信に努めるというふうな答弁をいただきましたけども、今後インバウンド対応など、多言語化の説明、案内板、そういった戦略について、特に地域商社についてはどのような役割を果たしていかれるのかについて伺います。
○中本正廣議長
　菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
　はい。インバウンド対応での御質問でございました。町では、安芸太田インバウンドアクションプラン 2020 というのを策定いたしまして、その取組に沿った市場調査及びインバウンド受入に係る基盤整備事業を、地域商社あきおおたを中心に展開をしているところでございます。その結果、台湾から教育旅行を誘致するなどの成果もあったところでございます。しかしながら、広島市や宮島などの観光地に比べると、程遠い観光客数でございます。地域商社あきおおたのホームページを多言語化するなど、基盤の整備に取り組んでいるところです。今後は町内案内看板やウェブやチラシなどは、この統一されたユニバーサルデザインで案内ができるよう、広島県宿泊税を活用しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　末田議員。

○末田健治議員
　三段峡の入り口でですね、今取組をされておりますのは、出身地を訪ねる、日本地図に、ピンどめをしていくわけですね。どこから来られましたか、あなたはどこから来られましたかという問いかけに対してピンどめで、月ごとに、今８月、９月に入りましたけど、８月の取組をされておりました。そうしましたらですね、関東方面、東京の方面から来られた方が結構、ピンどめされとるんですよね。しかも私が直接見ましたら、その方が、関東方面から来られたかどうか分かりませんけども、カップルの方が多いんですね。若いカップルの方が。発信効果、あるいはその需要の変化を、ちょっと以前にはないものを感じたわけでありますけども、特に私が、なぜ今多いんでしょうかということをですね、入り口で尋ねましたところ、黒淵荘の流しそうめんが、これが今ちょっと、評価を受けとるんだということを聞きまして、どこでそういうふうな、これはかなり昔からやられておるんですが、どこでどういうふうにその評価が高まったんかなということをですね、思うんですけども、やはり多言語化を含めたＰＲ戦略、あるいは宣伝戦略が大事かなと思うんですけども、再度同じような質問になりますけど、この点についてはどのような方向性で考えておられますでしょうか。見解を求めます。
○中本正廣議長
　菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
　はい。単なるホームページでの公的な紹介というよりも、今現在何が行われているかというような、今の情報をお知らせするというのが、１番、観光客にとって有効であるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。反対に、地域商社の方で、例えば広島市内の方でいろんな物産販売を行っておりますが、そういったところをインスタグラムの方で発信をしますと、やはりフォローしている者にとって、観光客にとってはですね、地域商社あきおおたがここでやっているということで、私たちも含めそこへ会場へ行くというようなことも、実際起こっているところでございます。その反対にあります、先ほどありましたような三段峡での、今の状況でありますとか、お客さんの動向っていうのは、かなり有効なものというふうに考えているところで、これが事業者ごとにこういった情報を出していけば、フォロー数も増えていく、観光地も栄えてくるんではないかと、その事例を通して思ったところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　末田議員。
○末田健治議員
　引き続いて、宣伝戦略というのは、非常に大事でございますので、頑張っていただきたいなというふうに思います。最後に広域連携について伺いますが、広域都市圏におきましては、神楽の催しなどの取組がされております。今後においてはどのような戦略で臨まれるのでしょうか。そして、安芸太田町としては、広域都市圏の取組でどのような役割を果たしていくお考えなのか伺います。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。改めて広域都市圏ということでお話をいただきました。ちょっと今日の議論の中で、もしかすると議員のほうは周遊といったことも一つ大きな柱としてお考えになっているのかなと思いながら、この質問を改めて受けているところでございます。しかも冒頭申し上げたように、今ちょうど道の駅の再整備を進めている中で、今後どんどん地域の観光も、内容を充実させていくと、今のこの道の駅というのは、まさにそういった各地域、本町内の各地域で行われ

ている取組についてのショーウインドー的な役割を果たしていく。ハブになって、しかもそこで紹介することによって、各それぞれの観光スポットに足を運んでいただく、そういうハブ的な機能をやっぱり進めていかなければならないと思っておりますし、そのときには、恐らくは２次交通手段ですね、もうある意味、その必要性について問われてくると思っております。実は本町のもりカーは、町外の方でも使えるような仕組みにはなってるんですが、まだ十分知られておりません。そういったことも含めて、町内の周遊をやっぱりこれから意識していかなければなりませんし、これは議員御指摘あった本町のみならず、町外との周遊というのもやはり、考えていく必要があるんだろうということを改めて感じているところでございます。その上で、広域都市圏というキーワードが出ました。現状の広域都市圏における観光に関する取組、本町としてはですね、あくまでも神楽振興がやはり中心になっております。これは再三御紹介させていただいているとおり、安芸高田市、それから北広島町とともに取り組んでいる、広島神楽の県外公演、これが１番今大きな取組ではないかと思っております。それ以外の取組というとなかなか難しいんですけれども、広域連携という意味では、これも少し、例えば広島空港からのハイヤーによる宮島への観光ルートがあるようでございますが、このルートの中に本町も例えば入れてもらえないかと。やっぱりインバウンドの方々中心にそういう宮島に行かれる方が多いんですが、県北に来ていただく機会がなかなか少ないと。そういう意味で、ただハイヤーが行って帰って戻るだけだったら、行きは宮島へ行かれますけれども、帰りは本町へ寄っていただくというような取組ができないかということは、今、協議を進めているところでございますが、元に戻ります、広域都市圏という枠組みでは、十分我々としては活用できていないというふうに思っております。改めてこの広域都市圏、広島市を中心にですね、37 の市町が集まって、200 万人の人口を抱える枠組みでございます。この地域内においてもですね、本町は恐らくは、観光や自然を活かした癒やしを提供する立場として、役割を担うものと自負しておりますので、そうした意味で、広域都市圏という枠組み活用できるよう、これから引き続き検討を進めていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

途中で申し上げましたように、安芸太田町の場合は、資源ということについて私は非常に恵まれていると思うんですよね。広域都市圏においても、やっぱりその資源を、単に神楽というアピールだけではなくてですね、地域の魅力とあわせて、その神楽が育ってきている。その中に神楽が生まれてきている。そしてそこにやっぱり昔からある、食べ物もありますよと、いうふうなことをですね、同時にアピールをしながら、広域都市圏もうまく利用して、今後進めていただきたいなというふうに思います。そういった意味では、かかる費用でありますとか、そういった、安芸太田町としての、繰り返しますが役割、それから、その中でどのような効果が出ているかということについて、十分に検証いただいた上で、今後も引き続いての取組をですね、進めていただきたいということを最後に申し上げておきます。続いて、２項目めの中山間地域の農林業振興について問います。本町の農業は、ハウス栽培による葉物野菜等を中心に、販売額を大きく伸ばしております。県の統計数値では、葉物野菜は３億４千万円。県内順位で言いましたら 16 位に位置しているわけであります。野菜についてですね、葉物野菜。ハウス農家の熱意ある取組に、非常に私は敬意を表するわけでございます。一方、林業では、町内自伐林業者の組織化が図られ、自伐型林業の取組が進められております。林業家で構成する太田川森林組合においては、町内産材を活用した木工品などの販売が行われております。道の駅整備においても、木材を内装材に使用され、林業のまち安芸太田町としての施設のアピールができることを、私は期待をしておるわけであります。そこで１点目なんですが、道の駅に係る野菜

栽培農家の現状と今後の見込みについて伺いますけれども、野菜栽培農家のうちでも、道の駅に出荷する農家層は、現状においてはどうでしょう。増えているのでしょうか。現状では売上げが伸びているようでありますが、地域産を求める来訪者の方を引きつけるためには、地元産の新鮮な野菜が必要になります。今後の出荷農家数、生産量の見込みについてはどのような状況でございますか、伺います。
○中本正廣議長
　菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
　はい。道の駅に出荷する野菜栽培農家の現状についての御質問でございました。太田川産直市の令和７年度の出荷者登録は 131 名でございます。道の駅再整備に向けて出荷者を増やすことは喫緊の課題であり、今年度は出荷者紹介制度など、新規出荷者を増やす取組を行っており、８月末までに、14 名の新規登録があります。このような取組を含め、産直市の強化に向けて、生産者の交流や技術向上を目的とした講習会を６月から月１回実施しており、土壌づくり、種まきの方法や、病害虫対策などの講習を行っているところでございます。また、８月からは、新しく産直アドバイザーを迎え、生産に関する技術的な助言や、出荷農家への参画などの体制整備も進めているところでございます。今後、新道の駅での売上げ目標は、来場者数をもとに、レジ通過客なども乗じて算出をしておりますが、生産者を含む野菜の確保や仕入れなどの具体的な目標につきましては現在協議中で、整理次第報告をさせていただきます。引き続き、新規出荷登録の募集と体制強化を図っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　末田議員。
○末田健治議員
　年間 100 万人、６億円の売上げをしていくためにはですね、現在の、今説明があったような農家数ではですね、なかなか私はちょっと厳しい数字ではないかなというふうに思うんですね。倍あっても不思議ではない、倍でもまだ私は足らないんじゃないかなというふうに思うんですよね。以前も質問いたしました福岡の隣の宗像ではですね、年間の売上金額はちょっと私もよく覚えてないんですが、40 億ぐらいじゃなかったと思うんですね。そこは千品目、千人ぐらいが出荷されているということですよね。そこまでなかなかできないにしてもですね、安芸太田町で、100 万人の６億円目標を達成していくためには、なかなか厳しいとは思うんですが、出荷者の数を増やしていくことが、とにかく私は喫緊の課題ではないかというふうに思いますので、ここは時間がなかなか私は足らないと思いますが、産業観光課長を筆頭に、奮闘いただきたいということを申し上げておきます。次に、中山間地域直接支払制度を活用する地域数の現状についてはどのようになっておりますでしょうか。地域が疲弊しましては、制度の活用すら難しくなります。地域が元気であってこそ初めて機能する制度と考えますが、基盤となります地域に対する支援策についての考え方について伺います。
○中本正廣議長
　菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
　はい。中山間地域直接支払制度の取組状況でございます。令和６年度、第５期までの協定数につきましては、47 の集落協定が活動していたのに対し、令和７年度の第６期、新たな集落協定につきましては 38 集落協定でございまして、９組織減少しました。これらの集落協定のほとんどが高齢化などで、事務作業など負担に感じており、５年間の活動を行うことは困難という結論になり、活動終了に至ったというところでございます。活動終了しました集落協定のうち、

一部は合併をしております。継続中の近隣集落協定に農地を追加をしている状況です。国は、第６期から複数の組織がまとまって活動するネットワーク化への取組を進めております。近隣の地域でのネットワークを進めるなど、交付金の増額と、負担の分散が図られるメリットがあります。各地域で活動が継続できるよう支援を行いたいと考えているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　末田議員。
○末田健治議員
　９地域がマイナスということでありますが、非常に私はちょっと危惧する数字ではないかなというふうに思うんですね。地域内で協定をしておっても、なかなかその現状を維持するということが難しい現実にあってですね、協定から離脱されるということは、まさに個人が奮闘しなければいけない。それと個人的にはなかなか無理なので、その地域の農地が荒廃するということにつながっていくわけであります。直接支払制度というのは、単価が上がれば１番いいんですが、現状においてもですね、それを十分活用してやることによって、何とか維持ができるという状況でありますから、私は、ある程度事務方の補助いうのも難しいところだと思いますけれども、以前に比べればかなり負担が少なくなっているように私は思うんですが、そこんところ、再度頑張っていただいて、現状維持ができるように、奮闘いただきたいということを申し上げておきます。そこでちょっと、農業生産における生産コストについて質問するんですが、全国平均で、玄米 60 ㎏当たりの生産費用はどのぐらいかかるかと言いましたら、0.5 から２ha では１万５千円から１万８千円。それから、15ha 以上で、１万円から１万１千円前後ですね。今年の新米の買取り価格が、農業新聞で見たんですが、静岡では１万 4,040 円。富山県では２万 800 円。加えて、広島県ではどうかと言いましたら、1 万 5,600 円なんですね。そうすると、昨年よりは、昨年米がないということで高くなったということがありますが、２割から４割下がっておるわけですね。そうすると、我が安芸太田町を見ますと、ほとんどが２ha 未満の小規模な経営ですから、１万８千円の生産コストがかかることから想定できましたら、完全に赤字になるわけですね。そうすると、高い農機具も今どんどん上がっておりますから、その高い農機具を買って、生産に励むというよりは、もうやめたというふうな方向になりがちになるわけであります。要するに、５年先 10 年先にはですね、水稲生産がもうできなくなるんじゃないかなという、一部を除いてですね、圃場整備ができているところは何とか辛うじてできましても、ほとんどが８割以上は未整備地域ですから、条件が悪くなるわけですね。で、この対策についてはですね、今回、私は提案だけをさせていただきますが、今後農業生産を続けるための施策という、そこに対する手だて、これについてはですね、今から、今でも決して早くないんですが、対策を進めないとですね、農地の荒廃がもの凄い勢いで進んでいくと、大変私は怖い状況になることが考えられますんで、ぜひ補助金を増やすばかりが能じゃないんですが、何らかの対策をですね、進めていただいて、農業生産が継続できる基盤、そういった条件を何とか維持をすることをですね、施策的にも考えていく必要があろうということでございます。これについては、今後の宿題ということで、提案だけさせていただきます。次に、自伐林業についてでありますが、町面積の９割を占める山林を活かすのも、自伐林業などの事業者が活発に活動できる環境整備が不可欠であろうというふうに思います。今後、補助制度の充実など、支援や育成戦略についてどのような考えがございますか、伺います。
○中本正廣議長
　菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長

はい。自伐林業による山林の活用についての御質問でございました。本町では、森林を適切に管理するとともに、地域の森林資源を有効に活用していくため、これまで自伐型林業を小規模林業の一つの形として位置づけ、普及や、担い手の育成に取り組んできたところでございます。具体的には、令和３年度からチェーンソーや伐倒、木材搬出、森林作業道の開設・設置など、実践的な技術を習得するための研修などを継続して実施してきたところでございます。こうした取組を通じて、町内で小規模の林業に関心を持ち、実際に森林整備や木材生産に取り組む担い手も増えてきており、これまでの研修などの成果が地域での具体的な活動につながっているものと考えているところでございます。また、今年度から研修が実施できるように、町内組織が法人化されたこともあり、業務を委託しているところです。地域の実践者が主体となって継続・発展させていく段階に入ったものと捉えており、森林の適切な管理と木材の搬出販売を通じて、森林資源を地域の所得や仕事につなげていくことも重要でございます。これまで13名の方が研修会を通じて林業を実践されており、町外からの協力隊員として移住された方や、本町にこれまで移住された方で研修会を通じて、自らの山林に作業路を設置している方もおられます。これら小規模の林業者の枠組みの中で、間伐補助金制度の可能性を検討しており、本町の特徴を活かしながら制度設計を行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

以前にも申し上げましたように、木材価格というのはですね、依然として、リューベ当たり例えばスギでしたら１万円そこそこ、販売価格がですね。それに対して、そこまで市場まで出す費用がどうかと言いましたら、やっぱり１万円ぐらいかかるわけですよね。そうすると、山元には、なんぼその面積を切っても、山元にはほとんど残らないわけですよ。それ50年経ってもですよ。50年育ててきた木がほとんど残らないと、今のこれが現実なんですよね。そうしますと、やはり自伐林業によってその山の木を育て、100年経ってようやく切れるといいますか、そのときに初めて、お金になる木を育てるという、その戦略というのをですね、やっぱり立てていかないとですね、せっかく安芸太田町は８割９割を占めるその森林資源があってもですね、持ち腐れ状態になるわけですね。そういう意味で、今後も引き続いて自伐林業の取組によって、自伐林業だけを育成するんじゃなしに、山を育成するために、自伐型林業を育成して、山を育て、木を育てるという発想に、私は変えていく必要があるんではないかなというふうに思うんです。大規模に切っても実際に山元に残らないという現実を考えれば、そういう方向は、私は充実をしていくべきであろうというふうに思っています。最後の質問なんですが、町産材での木材の町をアピールをすると。町産材を活用した木材加工について、町内では唯一と言える太田川森林組合において加工品の販売に取り組まれております。町としましても密接に連携し、販路拡大や需要創出に結びつける必要があると考えますが、今後の戦略・取組方針についての所見を伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。町産材の活用での御質問でございました。本町では、これまでも公共施設の整備や、町が実施する事業において、町産材の活用に取り組んできたところでございます。また、太田川森林組合においては、町産材を活用した木材加工に取り組まれており、学校の机、椅子、観光施設のベンチなどのほか、レーザー加工によるコースターなど、様々な製品を製作されています。さらに、木工体験用キットは、ひろしまの森づくり事業などを活用し、町内小学校での

体験教室に利用されているほか、県内の自治体や団体からも受注があるなど、町産材を活用した製品が利用されています。最近では、町内産のヤマザクラやミズナラを活用した、ウイスキー熟成用の商品を開発し、新たな町産材の活用にも取り組まれています。町からも販路拡大のため、関係機関に対し商品の紹介を行っているところでございます。県内、森林組合では唯一、木材加工を行っているというふうに聞いておるところです。各市町の森林環境譲与税の使途が、木材加工による備品の導入につながるよう、町としても周知していきたいと考えているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　末田議員。
○末田健治議員
　時間がありませんので。持続可能なまちづくりに向け、近隣に著名なアドバイザーがおられます。本日質問いたしました観光戦略、農業振興につきましても、そうした持続可能なまちづくりのために必要でございます。今後も長期的視点でアドバイザーの契約を結び、安芸太田町の戦略について、アドバイスを求めることも必要ではないかなというふうに思っておりますので、その提言だけを申し上げまして、私の本日の質問を終わります。
○中本正廣議長
　以上で５番末田健治議員の質問を終わります。２時 35 分まで休憩といたします。

休憩　　午後 2時31分
再開　　午後 2時35分

○中本正廣議長
　休憩前に引き続き、一般質問を続けます。９番、小島俊二議員。
○小島俊二議員
　９番小島でございます。よろしくお願いします。順番が来たんですが、不覚にもすごい睡魔に襲われておりまして、寝不足なんだろうと思います。昨日は、カープは延長で負けるし、サンフレッチェも岡山に負けてしまうという、私、個人的には非常に機嫌の悪い日になっておりますんで、よろしくお願いしたいと思います。今回、３題の質問を準備しております。集会所について、衛生対策ポックルくろだおの廃止について、それと筒賀拠点施設についての３題用意しておりますが、若干まとまっとらん質問になると思いますが、よろしくお願いしたいと思います。まず１点目が、広域集会所の移管は地域に負担を押しつけるものではないかと題しまして、今回、町が示した集会所の地元移管について質問する準備をしておりましたが、今朝、宮本議員も説明されたように、４日の全員協議会において、地元移管の方針から、地元へ無償貸付けという方針に変えられたということでございましたんで、若干質問の内容が的を外れるかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。1 点目に、所有権を町に残すのであれば、これは本当に公共施設の適正配置、財政負担の軽減につながるのかということです。方針変更によって、町の財政負担は具体的に幾ら削減されるのか。まず１点目をお答えください。
○中本正廣議長
　上手地域協働課長。
○上手佳也地域協働課長
　はい。このたびの取組でございますが、施設の利用実態を踏まえまして、行政財産としての目的、役割は終えたものと判断をしまして、行政財産としては廃止させていただくということを前提に進めているものでございますので、この時点で、今回該当の施設というのは、配置計画上削減をされるということになります。実際の財政負担についてでございますが、現在、町

が管理する広域集会所が 14 か所ございますが、年間維持費が合計で約 500 万円程度であり、加えて、修繕に要する費用なども全額町で負担をしているところでございます。このうち運営につきましては、譲渡であれ無償貸付けであれ、町の補助制度を使いながら、地元が主に負担をされることになりますので、町としては、年間維持費の 500 万円はゼロになり、補助制度での負担のみが同じように発生をします。地域での利用希望がなく、最終的に廃止をするということになれば、補助制度の負担分も減るということになります。なお、修繕についても、これまで全額町が負担をしておりましたが、譲渡であっても無償貸付けであっても、他の地域集会所と同様、今後は町の負担は半分ということになります。以上です。
○中本正廣議長
　小島議員。
○小島俊二議員
　はい。集会所に関する町の財政負担については、後ほど違うことで質問したいと思いますが、今朝の宮本議員の質問で、課長のほうで答弁をされましたが、利用希望がある場合は無償貸与を基本とする。利用希望がない場合は廃止となりますと答弁をされました。あわせて、維持管理費は先ほどもありましたように地元負担になると説明がありました。この答弁を聞いて、若干驚いたんですが、今回の説明は地域に選択肢を与えているように見えて、実際には受け取らなければ廃止という二者択一を迫っていると思います。地域が受けないのは、仮に地域が必要ではないのではなく、必要だが維持するお金がないという地域がほとんどではないでしょうか。コミュニティ施設を、採算の論理だけで判断してよいのでしょうか。集会所は単なる建物ではありません。自治会の集まり、地域行事、防災活動、敬老会など、地域コミュニティを維持するための基盤です。また、災害時には地元住民の避難や情報共有の拠点になる施設です。だからこそ、行政が維持できない、さらに地域で維持できないから廃止するという考えから、地域コミュニティを維持するために行政として何をされるのかという視点が必要ではないでしょうか。今朝ほどの質問にもあったように、希望する自治会には対応しますよ、希望しない場合は廃止しますよということですが、目標としては今年度を目標にということなんですが、希望しない自治会が出た場合に、その辺の判断ですよね。今後、今年度いっぱいに整理をしたいということなんですが、今後希望しない自治会が出るとか、そういった場合の対応について、まずお答えください。
○中本正廣議長
　はい、上手地域協働課長。
○上手佳也地域協働課長
　はい。このたびの我々の町のほうの整理の方針を説明をした上で、これまでも説明をさせていただいたんですけれども、結局今の集会所、今回の対象の施設ですね、こちらのほうが、現在、地元で管理されている集会所と使われ方が同様であるということが前提にあって、そういう意味で言えばですね、行政目的、それらの役割というのは薄いので、今回行政財産としては廃止をさせていただく。その上でですね、地域の方がそういった利用されてきたので、今後については、今現在、83 の地域で 83 の集会所をですね、地元で管理されているという実態があるので、それと同じように管理をいただくということをですね、御理解いただいた上で、利用される場合は御利用いただけませんかというような提案をさせていただくということでございます。これから地域と話をさせていただくんですけれども、当然、なかなか結論が出せないとかですね、一定の結論は出るんだけれども、今後、管理の方向が変わるので、そこら辺の準備期間も要るということも想定されますので、町のほうで一応考えているのは、今の管理方法ですね、直営と指定管理、それぞれあるんですけれども、これにつきましては、令和９年度中はですね、この方針は継続をする必要があるのではないかというふうには考えております。なの

で、その期間、すぐに結論出るところもあると思いますし、少し時間が要るというところもあると思いますので、一応そういったことで考えているという状況でございます。以上です。
○小島俊二議員
　はい。今、課長が、今回の広域集会所についても、以前、地元譲渡した集会所と同じような使われ方がされとるということですが、その点につきましては、今回の広域集会所は、複数の集落が集まって使用してるという実態があろうかと思います。特に加計地域についてはそういう実態が強い。戸河内地域の上本郷のコミュニティセンターとか、中央の上殿コミュニティセンター等については、単独自治会で同じような使われ方なんですが、その使われ方も、今、認識されとるような、以前、移管した集会所とは形態が違うと思うんですが、その辺の認識はどうでしょう。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。改めて、使い方についての御指摘をいただきました。これ、地域協働課長も申し上げたとおり、中には確かに複数のところもありますけれども、基本的にはそうは言いながらも、ほかの地域の集会所と同様に、もうほぼほぼその自治会単位で使っておられるところが多いのではないかと我々思ってるとこでございます。仮に、複数の自治会が使ってるから、町が支えるというのは、それもまたいかがなものかなぁと。どちらにしても地域集会所そのものが今、課長からお話したように、基本的に地域で支えていただいているということでございますので、二つの自治会が例えば使ってるとすると、その二つの自治会で改めて支えていただく、もしかしたら、そういう考え方というのも進めなければならないのかもしれませんが、我々が行財政審議会にお話をしたのは、ほかの多くの集会所と同様の運用をするべきではないかというお話をさせていただき、その点について、御了解をいただいたものだというふうに思っているところでございます。以上でございます。
○小島俊二議員
　はい。行財政審議会で審議されたのは、強引には地元移管には持っていきませんというふうな俚耳者側の答弁だったろうというふうに私は解釈しております。もう少し時間をかけて、十分地元の理解を得ながら進めるというような話だったろうというふうに理解しております。そこで、今回、この広域集会所に関して、町が非常に大胆に、受けなかったら廃止しますよというような方針を出してる、なかなかこういう、ここまで思い切った方針を出すことがなかったもんですから、ちょっと珍しいなと思ってるんですが、町長にお伺いしますが、先ほど９年度はまた同じ形態かもしれないという話があったんですが、ここで、各集会所にはいろんな過去の事情があります。もう一度、元に返って、地元の状況とか、一旦今回の方針を白紙に戻して考え直すという考えはございませんか。答弁を求めます。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　改めて、我々としても強引に進めるべきではないとは思っております。ですからこそ、まずは方針を示させていただいて、これから地元に協議をさせていただくと。ただ期限もないまま協議をするでは、なかなか結論も出ないという思いもあります。そういった意味では、我々としては、まずは年内、年度内に一定の方向性が出ればというふうに思っておりますし、それにしても、場合によっては廃止なり、あるいは受け取るにしても、もろもろ準備があるかもしれません。その点については今、地域協働課長も話をしたように、少し時間をとる必要があるかもしれないとは思っておりますが、いずれにしても、まずは我々としては、年度内に一定の方

向性を示すべく、これから協議にかかりたいと思っているところでございます。その上で、今も改めて、個別施設の見直し方針について見ておりますけれども、その中でも、協議の中では、これ確かに地元譲渡と書いております。我々としては、地元譲渡ということではあるけれども、地域の皆さんできるだけ使いやすいようにということで、あえて地元譲渡ではなく、今回、無償貸付けという形に変えさせていただきましたが、これはあくまでも行政財産ではなくなるという意味では全く同じ効果でございますので、我々としては方針を変えたとは思っておりません。その上で、行財政審議会の中では、原則地元譲渡とし、地元が必要としない場合には廃止することが望ましいということも、これ明記をされておりますので、この点で我々が何か意図を持って変えたというつもりはないところでございます。ですから、そういった意味では、まさにこれは議会の中でももちろん議論していただければと思っております。私としては、この14の広域集会施設については、むしろこれ、それ以外の83の地域集会所と同様の管理の仕方にもう変えさせていただきたいということを御提案をさせていただいてるとこでございますが、それはおかしいと、あるいはむしろ14の施設は引き続き行政で維持するほうが望ましいんだという、また御意見があればですね、それはもちろん議論をまたさせていただく中で議論させていただければというふうに思っておりますが、現状においては、我々としては、行財政審議会でもお示しいただいた方針に基づいて、取組を計画的に進めるべきではないかと思ってるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。ここで、今回譲渡対象になってる14施設について若干見てみますと、加計地区において、坪野集会所、安野集会所、それと殿賀のふれあいセンター、香南文化センター、筒賀地区において井仁棚田交流館、戸河内地区では四郷の元学校ですか、それと寺領の農業構造改善センター、それと、戸河内交流センター、それと上殿のコミュニティセンター、この９施設が指定管理施設でございます。残る５施設は、修道せせらぎ文化センター、坂根交流促進センター、温井文化センター、それと坂原コミュニティ、東区コミュニティ、これだけの施設が今町営で管理をさせてもらっておりますが、それぞれ成り立ちがすごい複雑なもんがあって、温井文化センターであれば、温井ダムの建設に伴って代替措置として建てられたものでございます。地元が湖底に沈むから、その代わりに集会所を建ててくださいと、学校なんですが、学校を建ててくださいということで、過去からのいろんな経緯があります。坂根交流センター、小さい集会所ですが、これはポックルくろだおの建設にあたって代替措置として建てられたもんで、これは今回、ポックルくろだおの廃止になりますんで、もう役目を終えたのかなと個人的に思っておって、昔からもう譲渡しましょういう形やったってなかなか地元が受けてもらえなかったという経緯がありますが、あとの施設については学校の統廃合の代替措置で建てられた、そういった過去からの歴史がありますんで、余り乱暴に進めるんではなしに、過去からの経緯を少し役場内で共有して、そういうことを分かりながら、譲渡の話、貸付けの話を進めていただきたい。もう少し慎重にさせてもらいたいということで、一度、この今の方針については、取下げをされたらいかがかと思うところでございます。合併後、町では先ほどありましたように、小規模集会所の地元譲渡を進めてまいりました。特に加計地区について進めてまいりまして、今回の広域集会所は、規模も、経費も、当時の集会所とは段違いに違います。自治会に財源のない自治会も多数存在をしております。加計地区で言いますと、80何ぼの集落があるんですが、80何ぼの集落は結構お金を持ってる集落があるんです。その集合体である自治振興会というのは、財源を持ってないんです。そういうもともとの集落の成り立ちが、加計地区は違うんですね。戸河内の25の集落は、それぞれ一つずつが大体一つの集落を形成しております。筒賀は、

やはり幾つかが集まって振興会を編成しておりますんで、若干成り立ちが違うんで、加計なんか特に、振興会自体が余り資金を持ってないということで、今回、指定管理を切られると、廃止にもっていかなくては、なかなか厳しいんではないかと。そうすると、自治会の機能が失われるという心配がありますんで、そこを危惧しております。先ほど、上手課長が言いましたように、大体この 14 集会所で 500 万円の町の持ち出しがありますよということですが、町の指定管理料が全部で 9,100 万円あります。町の補助金であれば、病院なんかを入れて 13 億ありますが、この指定管理料は微々たるもんです。これを、先頭を切って廃止するということを出さなくても、もう少し補助金の削減であるとか、委託料の削減であるとか、手をつけるところは、他にたくさんあるんではないかというふうに思います。もちろん、500 万についても、町も非常に重要な財源でございますが、地域コミュニティを支える集会所の、地域が受けなければ廃止するという重大な判断をするのであれば、まず町全体が補助金、委託料などについて、どこまで削減努力をしたのかを明らかにするべきです。その上で、集会所の無償貸与を地元に求めるのが筋ではないでしょうか。これ、最後の答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。幾つか御質問いただきました。一つは、確かにそれぞれの施設において過去の経緯もございます。それは我々なりには理解をしているところでございますが、それぞれ施設も、もう建って 10 年、20 年たっている中で、一方で、こういうお話というのは個別の事情を考えると、あまりそれこそ前へ進めない、一律同じ条件で議論するべきだという御指摘も確かこの議会の中ではあったように思っているところでございます。その上で、それぞれの状況がある中で、今回、広域集会所については一律、今、お話をしたような提案をさせていただきますが、これ、我々としてはですね、確かに心苦しいところあるんですが、決して地域に負担の押しつけをしてるつもりではなく、これ確かに、議員御指摘のとおり、何年か前には、それ以外の集会所についても地元譲渡を進められたと聞いております。その経緯については改めてまた勉強もさせていただければと思うんですが、こういったところですよね、すいません、我々、責任転嫁ではないと思っておりまして、といいますのは、これが行財政審議会、行財政の改革の一環として我々取り組んでいるつもりですが、やはりこれまで町が担っていたものであったとしても、町が維持する必然性が低いものや、あるいは町民の皆さんに御協力をお願いできるものは、町民の皆さんに御負担をいただくことで、財政的な余裕を生み出させていただいて、先ほど 500 万という話もありましたが、それをより必要な事業に充てさせていただくための取組というふうに我々思っております。そういう思いで、実は数年前、集会所を地元に譲渡されたのも、そういう思いで取り組まれたと思っておりますが、我々それを改めて、今度は広域集会所に向けて進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。そうすると、結局、幾つかの条件があったりとか、あるいは幾つかの自治会なりが絡むというもろもろの事情あるかもしれませんが、ほかの地域集会所については全て、ある意味、地域の皆さん、必要に思って負担をしていただきながら取り組んでいただいてることを、この広域集会所でも改めて、地域の皆様にお願いできないかということを我々としては、提案をさせていただいてるところであり、それについては、また、しっかりと協議をさせていただきたいと思っているところでございます。それから、ちょっと全部お答え網羅してるかどうか分かりませんけれども、大変難しい課題だと思いますが、これ、こういう行財政の問題というのは、本当に総論賛成、各論反対になりがちでございます。そういった意味では、議員の皆様にもですね、御理解をいただかなければ、やはり進まない問題だと思っております。また、これ我々、決してこれをいの一番にやってるつもりじゃなくてですね、例えば、今回、条例の改正についてお話をさせて

いただいております川登の集会所なんかも、早速着手をさせていただいておりますし、あるいはまたポックルくろだおもですね、そういった意味では、できるところからということで先に進めさせていただいておりまして、そういった意味では、決して集会所が最初にという思いではありません。ただ、多くの皆さんにも関係あることでございますので、そういった意味では、時期を置かずに、やはりしっかり議論を進めなければいけないということで進めさせていただいております。ぜひとも、御理解をいただきながら、協議をさせていただきたいと思っているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　小島議員。
○小島俊二議員
　はい。事情はよくよく理解できますし、やっぱり行財政改革として何らかの手をつけなければいけないこともよく理解できます。しかし、先ほど申しました補助金であるとか、委託料であるとか、そこらに十分にまだメスが入ってないんではないかと思います。それが、順番が逆ではないかと申してるとこでございますんで、住民に一番近いところにまず手をつけてるというような感じがしますんで、もう少し慎重にしていただきたいと思います。また９月以降、地元との協議が始まりますんで、この件につきましては、12 月の一般質問にまた、できれば質問をして、進捗状況等をお聞きしたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。２点目が、ポックルくろだおの廃止と、委託後の町の体制と課題についてお伺いさせていただきます。ポックルくろだおの廃止について方針を出して、地元説明にもぼちぼち入ってくるんかなと思いますが、このポックルくろだおの廃止によって、新たな仲介施設ということを含めまして、町のほうの財源の削減の効果はどんなものか、ちょっとお伺いします。
○中本正廣議長
　森脇衛生対策室長。
○森脇泰衛生対策室長
　はい。ポックルくろだおの廃止の削減効果ということで御質問いただきました。３月の予算特別委員会において説明をさせていただいたところではございますが、ごみ処理の民間委託により、10 年スパンで考えておりますが、10 年間で約１億１千万の経費節減を見込んでおるところでございます。以上です。
○中本正廣議長
　小島議員。
○小島俊二議員
　10 年間で１億１千万ということで、委託することによって、直営でやるよりは大きな財源効果が出るというふうなことは理解をできました。しかし、ポックルくろだおを廃止した後の現在の衛生対策室はどうなるのか、廃止後の体制について質問をいたします。廃止後、今、ポックルくろだお、衛生対策室が担っている業務について、どういうふうな体制になるのか、答弁をお願いします。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。ポックルの施設閉鎖後の衛生対策室ということでございます。衛生対策室も含めた庁内の体制については、正直申し上げますと現在検討中でございます。ただ、一般廃棄物の処理責任は、これあくまでも町にあるということでございますので、担当部署をきちんと確保させていただいて、日頃から、定期的に委託先と連携して指導及び視察を行う等、ごみの適正処理

が行われるような、今後の管理監督は行っていかなければならないし、そのための体制は残しておく必要があるというふうに思っているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　小島議員。
○小島俊二議員
　はい。体制は十分整備するということですが、やはり専門の衛生対策室がなくなるということは、この一般廃棄物とか、し尿等の業務については、結構専門的な業務になりまして、先ほど申されましたように、最終的な責任は町にあります。そういった意味で、事業者の皆さんとやっぱり、価格交渉であるとか、いろんな交渉をする上で、何らかのやっぱりノウハウを持った方でないと、全く状況が分からないという状況になっておりますんで、今から検討とされましたが、森脇室長も定年の年を迎えますし、あと残っておる１人ぐらいの人数しかありませんが、その辺また、新しい人を育成するというような意味も含めて、体制が可能なのかどうかお伺いします。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。どちらにしても、その業務が残るということで、そういった意味では、担当者の指導力確保はやっぱり必須だと思っております。廃棄物処理に関する技術や知識の保管、本町の廃棄物行政に係る課題解決に向けて、県や廃棄物業界団体による講演会、研修会などに担当者が積極的に参加できるように、これは努めるつもりでございます。そういう形で何とか、人材の確保というのは進めていかなければならないと思ってるところでございます。
○中本正廣議長
　小島議員。
○小島俊二議員
　はい。今、衛生対策室に在籍する職員、過去に在籍した職員さんは、過去からいうと、生し尿も取って歩いたこともあるし、ごみの収集もしておりました。そういった職員は、安芸太田町の行政の中にほんの一部になってしまいます。委託して順調に進んでいくと、やはりそういった業務がやっぱり忘れられて、衛生対策室の体制の弱小化というか、縮小化が行われるんではないかというふうに危惧しておりますんで、ぜひ町長には、この一般廃棄物の処理業務の複雑さを、よくよく理解して、体制の拡充を図っていただきたいというように望むところでございます。今おる職員はいずれやめていくんですから、いつか育てていかなくてはならないということははっきりしとるんで、しゃべれる範囲ですが、４月以降の衛生対策室の人数的なことがもし話せれば。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　人数ということでございます。本当に今のところ検討中でございますので、何とも言えないところでございますが、実はポックルくろだお閉鎖について、先ほどから話があるように、施設の老朽化もあります、あるいは、コスト比較なども行いましたが、私的にはですね、今おっしゃった人員の確保というのがなかなか難しい、これは小規模自治体だからということもありますが、現実に技術的職員が今ゼロだということを踏まえると、このごみの処分についても、本町が直営で進められるような人員の確保というのは、もうとても難しいんじゃないかというのが正直なところでございます。だからこそ、今回、民間の委託ということを考えさせていただきました。そういった意味で、改めて人員の確保、特に、現場の仕事を分かっているような

人員の確保というのは、本当に難しいお話だというふうに思っております。町による専任職員の配置はもちろん、このことによって不要にはなるわけでございますし、そういった意味では、現場の仕事がだんだん分からないけれども、指導監督については引き続き町のほうでできるような、そういう意味での人材の育成というか、いう取組がこれから必要になってくる。ある意味、危機管理室などは、本町実際に消防事業などは、もう全て広島市にお願いをさせていただいておりますが、そうは言っても、消防事業の中身が分かっていないと、具体的に施設整備ですとか、あるいは必要な予算確保なども難しいわけでございますので、実際に消防という事務をしたことはないけれども、そういうノウハウなりを研修等でカバーさせていただきながら、取り組むという取組、これが実は、今言った消防、あるいはこれからごみの分野も入ってくると思いますが、もしかしたら、それ以外の専門分野でも広がっていくのではないか、その可能性は、我々引き続き考えていく必要があると思っております。本来であれば、議員御指摘のように、現場のことも分かった人員を確保できれば一番なんですが、なかなかそれが難しい。その難しい中でも、事業を継続させるためにはどういう体制を組むべきなのかということを考えながら対応させていただいてるつもりですし、これからも取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。そういう意味では、よく理解をしますが、今後、民間委託が進んでいく中で、やっぱり町内の民間事業者の方と、よく信頼関係ができるような、お付き合いができるような体制をつくっていただきたいと思います。そういった意味でも、今回、補正予算で補助金の創設ということが来ておりますが、設備投資に対して２割の補助、その辺が十分な信頼関係なり、経費が賄えるか、若干疑問にありますんで、そこらも十分協議する中で進めていっていただきたいというふうに思うところでございます。来年４月にはもう、委託が進みますんで、ぜひ、今は、町が指導する立場にありますんで、やっぱり日報見たり、衛生対策室では日々チェックをしております。そういった業務がなおざりにならないような体制を望むところでございます。ポックルくろだおの廃止については以上で質問を終わります。３点目が、筒賀拠点施設整備についてお伺いします。町ではPFI方式を断念した理由とその評価についてということで、８月21日に筒賀福祉センターで、筒賀拠点施設整備計画第９回策定委員会において、町は今後の進め方について、PFI方式を前提とする事業実施方針案を公表し、サウンディングを実施した結果、民間提案では、収益の向上や運営コストの削減が見込まれないことが確認されました。このため、今後は、令和６年度基本構想変更案をベースにしつつ、公共事業として規模等を見直した上で、令和９年度以降の事業着手を目指すこととするとの説明が行われました。１点目ですが、民間事業者であれば、収益性やコストを厳しく判断をされると思います。その民間事業者が参入するメリットを見いだせない事業を、町が直営に切替えれば、なぜ事業として成立するというふうに判断されたのか、お伺いします。

○中本正廣議長

山本筒賀支所長。

○山本博子筒賀支所長

はい。本事業は、筒賀地区に生涯活躍のまち構想の拠点をつくることで、地域の活性化を図ることや、老朽化した広域避難所をきちんと確保することなど、町として対応すべき行政課題の解決を目的とするものであり、PFI方式の採用が困難となったことによって、その必要性が失われるものではありません。そのため、PFI方式は断念するものの、事業目的を達成すべく、町が直接整備する方法も含め、事業を検討したいと考えているところです。なお、サウンディ

ングの中でも、独立採算は難しいものの、指定管理等で運営資金を町が負担すれば事業として成り立つ提案もございました。ただし、その負担は過大であり、かつ、その内容もいささか観光に偏るものであったため、改めて基本構想に立ち返り、必要最小限のものを、できるだけ財政負担を抑える形で実現するよう、内容を検討していきたいと考えております。以上です。
○中本正廣議長
　小島議員。
○小島俊二議員
　はい。今後の方法として令和６年度基本構想変更案で若干違うんですが、当時の基本構想案でいえば、７億５千万余りの建設費が必要であり、この前のサウンディングでいえば、ちょっと若干意欲を見せた事業者が、指定管理料として、やっぱり数千万円の指定管理料が必要であるというようなことを公表されたというような段階で、町としてはPFI方式を断念されたと思うんですが、広域避難所を含めて、温浴施設も建設するということで、民間がやって３千万、４千万の指定管理料ですから、行政がどこを指定管理者にするかは、まだ未定ですが、行政がすればもう少し多大な運営経費が必要になってくると思うんですが、その辺が、町の直営では何の根拠により事業を実施するというふうに考えられておるのか、ちょっと答弁を求めます。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。ちょっと質問の趣旨が理解できてないかもしれませんが、改めて、今、筒賀支所長申し上げたように、民間のほうで提案をされたものが確かにあって、それは独立採算は難しいんだけれども、指定管理等で、確かに運営資金を町が負担すればですね、それはできますよという話がありました。内容については、正直ちょっと、サウンディングの中身でございますので、余り詳細は言えませんが、ある意味、我々からすると、この筒賀拠点を取りまとめた内容、計画を超えて、観光にかなりシフトしているというかですね、観光目的で、かなり、何というんでしょうか、過大な設備も含めた提案だったように思っておりますので、そういう意味で、我々としては、改めて、基本構想に立ち返りながら、最低限の、あるいは最小限の規模で、どのようなものになるかというのを今、計画をし、それについて、ある意味、実行可能な提案を考えていきたいと思っているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　小島議員。
○小島俊二議員
　ちょっと質問が分かりにくかったと思うんですが、言いたいのは、民間事業者が積算をして、多額の税金をつぎ込まないと運営できないとしたものが、町直営として、果たして事業として成り立つのかどうか。この点をお伺いしておるところです。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　改めて、ちょっとすいません。質問趣旨を確認するために、あえて反問権を行使させていただきますが、今、御指摘いただいた小島議員の言われるのは、そもそも、生涯活躍のまち構想等を進めるにあたって、行政負担は発生しちゃいけないとお考えなのかどうか、それをすいません、確認をさせていただけますでしょうか。
○中本正廣議長
　小島議員。
○小島俊二議員

久々に反問権が出ましたので。行政負担が発生してはいけないということではなしに、民間がやることは採算性を重視してやるから、町負担も少なくて済むんでは、提案が済むんではないかと。道の駅でもそうです。できるだけ行政の負担が少なく運営できるように工夫してくれるんが、PFI 方式だと思いますが、今回 PFI を断念されたことは、民間が運営するよりは行政負担が増加するのではないかと、そういう意味の質問でございます。
○中本正廣議長
橋本町長。
○橋本博明町長
はい。ありがとうございます。改めて、行政負担が発生することそのものよりも、それが過大になるということについての御指摘ということを、改めて理解をさせていただきました。そういった意味では、行政が担っている取組というのは、採算がとれるものはほとんどありません。むしろ、採算はとれないけれども、行政としてやらなければいけない業務については、大変ありがたいことに、住民の皆さん、町民の皆さんから税金をいただいて、それを充てさせていただいているというのが我々の仕事だと思っております。翻って今、この筒賀拠点のことで申し上げさせていただいているのは、生涯活躍のまち構想、地域の活性化のための施設、そして、もう一つは、これは特に町としては、やはり古くなっている広域避難場所を何とかきちんと確保したいということ、これいずれも行政上は大変重要な課題であり、かつ税金を投入してでも進めなければいけない課題だと思っております。ただ、議員御指摘のように、そうは言っても、過大な負担というのは避けなければいけない。できるだけ税金については有効活用しなければいけないというのは御指摘のとおりでございますので、そういう方法を、これから我々としては何とか検討していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
小島議員。
○小島俊二議員
それと、令和６年度に策定された基本構想から、住民の皆さんとの話合いにより、筒賀支所機能、それと、図書館機能を現在地に残すという方針転換が示されました。そういった中で、この事業を進めるに当たって、生涯活躍のまちと標榜することが、果たして正しいのかどうかと思います。この計画以前からありまして、筒賀支所であるとか、図書館であるとか、そういったところが一つのところに集中的に配置されて、ワンストップサービスで全ての住民のサービスが完結するということがあって初めて機能するというふうに理解しておりますんで、今後この施設を建設しても、その運営を果たしてどこに任そうと、もう民間が撤退した中で、この新施設の運営について、どこに任そうというふうにされとるのか、ちょっとお伺いします。
○中本正廣議長
橋本町長。
○橋本博明町長
はい。そういった意味では、今、御指摘にあったように、どういった団体なりに、この施設の運営をお願いするかということは、一つの大きな課題だというふうに思っております。実は、議員御指摘のように、そもそも、この筒賀拠点の議論をするときには、町としては、特に避難場所の確保があったのと同時に、それぞれの分散している行政機能を一つにまとめるということも大きなテーマでございました。ただ、こちらについては、その後、それこそ地域住民の皆様と話をする中で、行政施設については現在の筒賀の拠点のほうにあったほうがいいという御指摘もあり、その点については、まさに地域の皆様の御意向を踏まえた形で、実は計画を変更したという経緯がございます。もちろん、行政として望むものと、最終的に地域の皆さんが望

むものとは、ずれるということもあるわけでございますし、今回は、改めて行政のほうが申し上げていた、組織の統一というか、ワンストップで利用いただけるということは、残念ながら機能に盛り込むというのは、我々としては断念をしてるところでございます。これについては、また、それこそ議会のほうでも御意見があればですね、また御指摘をいただければとは思っておりますが、我々としては、あくまでも地域の皆様との議論を重視させていただいて、最終的には、構想に改めて立ち返ってですね、繰り返しになりますが、二つの行政課題、地域活性化の拠点と、それから広域の避難場所の確保、この二つを何とか達成すべく、しかも効率的、あるいは行政的にも負担の少ない形で実現できる方法を、これからも引き続き模索をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　小島議員。
○小島俊二議員
　はい。支所なり図書館機能を現在地に残すいうことであれば、計画地に改めて拠点施設を建設する必要性は、もうないんではないかというふうに思っているとこでございます。地元の一部の人ではあるんですが、いろんな意見を聞くんですが、やはり、この拠点施設の整備については、もろ手を挙げて賛成するものではないよというような意見もお伺いしますんで、もう一度、この拠点施設の在り方について、再考をするところでございます。今の筒賀福祉センターが浸水区域にあるということはよく理解いたしておりますが、安芸太田町の避難所の中で、ここは絶対安全だよというようなとこがなかなか存在しないというふうに理解しておりますんで、今朝ほど病院の事務長が言ったように、垂直避難をするとか、あらゆる手段を駆使して、住民の安全を確保しなくちゃならないんだろうというふうに思います。浸水区域で言えば、この本庁も、田吹川があふれたら一緒になって浸水区域に入るというようなハザードマップになってると思いますんで、この本庁だって安全な建物とは言えません。そういった意味でいうと、全地域にそういった安全と思われる避難施設を整備する必要が出てきますんで、その避難活動については、十分な消防署本署との連携をとりながら、住民の避難場所の確保に努めてもらいたいというふうに思うところでございます。もう１点、８月 21 日の策定委員会において、この策定委員会は８月 21 日をもって解散するという発表があったというふうに聞いておりますが、今、町長の手法として、やはり、住民の意見を十分に聞いて施設整備を進めるということで進めてまいられましたが、今から、新たな計画を立て直して、施設を整備しようとする中で、この策定委員会を解散させるという意味はどこにあるのか、お伺いします。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。御指摘のとおり、先般、この策定委員会については一旦終了とさせていただいたところでございます。それは、基本構想、今、令和６年度の案を変更したものを基本構想変更案とさせていただいておりますが、これの実現に向けて、当時は PFI 事業で進めるということでお話をし、そういった計画の内容も、まだ調整途中ということもあって、策定委員会を継続していただいておりましたが、今回、改めて PFI については終了させていただき、今もまとめさせていただいております基本構想変更案に基づいて、今後は公共事業として、そういった意味では進めさせていただくということになりましたものですから、基本構想の変更案そのものは、もう既にまとめていただいてるものですから、ここら辺で一区切りつけさせていただいて終了と、策定委員会の方は終了とさせていただいたところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　小島議員。

○小島俊二議員
　当初の基本構想から大幅に計画変更をするのであれば、それこそ住民の皆さんの意見を聞いて、こういった内容にしますよ、皆さんどうでしょうかという意見を聞く必要があるんではないかと思います。今回の計画変更について、住民のほうへ、どういうふうな説明を今後されていくのか、お伺いします。それと、令和９年度以降の事業着手ということなんですが、今年度については、予算措置も何もしないというふうに理解してよろしいでしょうか。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。PFI 事業、確かに要素の一つであったと思いますけれども、本来、こういう施設をつくってほしいという中で、あくまでも、これ行政目的ではなくてですね、この行政目的を達成するための一つの手段として、この PFI 事業というのは盛り込ませていただいたと思っております。そういった意味では、この事業目的というのは、もう先ほどから繰り返しになりますが、生涯活躍のまちの筒賀における拠点構想をつくるということが一つ。そして、さらに言うと、広域避難所の確保というのが一つ。もともと、それに加えて、ワンストップサービスにするための行政施設の取りまとめですとかいうのが入っておりましたが、その点については変更案という形で御理解をいただいておりますので、基本的に、従来から説明している中身、行政目的については変わっていないというのが我々の思いでございます。その上で、そういった事業目的そのもの、これは正直、確かに２年３年前にまとめたものでありますけれども、それが、これ２年３年たって大きく需要が変わったというふうには我々受け止めておりませんので、従来どおりの行政目的を達成するために事業を前に進めていきたいということは、これ引き続き、あらゆる場を通じて説明をさせていただきたいと思っておりますし、広報等も通じて引き続き、この点についてはお伝えをしていきたいと思っているところでございます。なお、現状、庁内でまずは、計画案についての取りまとめ、具体化を進めているとこでございますので、今年度においては、とりわけ予算編成等をお願いをするつもりはございません。以上でございます。
○中本正廣議長
　はい、小島議員。
○小島俊二議員
　最後になりますが、当初の目的から、大きく施設の内容は変わる可能性があるということだろうと思いますんで、ここは事業をこのまま進めるのではなく、一旦中止、凍結し、必要性から、再検討する考えは、町長のほうでお持ちでないか、お伺いします。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。すいません、必要性ということなんで、もう１回、確認を込めて、お聞きしたいのですが、避難場所について、小島議員は、当該今の施設をそのまま使えばいいというようなこと、御指摘ありました。洪水浸水区域として指定されてる施設を、あえてもう一度改修するということをお望みなのか。その場合には、この施設、恐らく耐震機能がないので、そういうことも改善していかなければならないんですけれども、それも含めて、この施設をこそ改修したほうがいいと、そういうふうにお考えなのでしょうか。
○中本正廣議長
　小島議員。
○小島俊二議員

今日はよく反問を受けるんですが、非常に困っとるんですが、浸水想定施設をそのまま避難所に使えとは申しておりません。安芸太田町の避難所に指定されているところには、本当に絶対安全な避難施設はなかなかないという、私、認識を持っておりまして、その災害とか、天候状況によって、住民の避難先は、臨機応変に変更していく必要があるんではないかと。筒賀地区で言えば、今、安芸太田町、小学校、学校を全然避難所として使っておりませんが、筒賀小学校二階三階あります。そういったところに、ある災害によっては避難する必要があろうかと思いますんで、その辺を多機能に判断しながら、使っていくべきだろうというふうに思っているところでございます。決して危ないところに。もし現状施設を使えば、耐震性がありませんので、耐震性の補強であるとか、最低限の修繕は必要だろうと思いますが、もし今のを使うとすれば最低限の補修は必要だろうと思いますが、もう一遍聞きます、一遍白紙に戻して、立ち止まって考える考え方はないかどうかお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。今、改めて、施設の安全性についてお伺いをしたところでございます。確かに、町内においてですね、全ての条件でクリアするというのはなかなかない。なかなかない中でも、どれだけ安全性を確保するかということについて、我々なりに考えた上で今、場所についての変更については提案をさせていただきました。しかも、この提案そのものは、内容も含めて２年間、地元の皆様と協議をさせていただいてまとめた計画をもとに進めさせていただいております。現状、残念ながら、小島議員のお答えを聞く中でもですね、現状の計画が駄目な理由というのが、正直、我々としては受け止められません。確かに状況は変わったかもしれないけれども、必要性も、あるいはそのために提案させていただいた内容についても、これはやっぱり駄目じゃないかというか、これおかしいじゃないかという明確な疑義があればですね、もちろん我々としても、立ち止まって考え直すということはあり得ると思っておりますが、そういう状況がないまま、今、御指摘ありますPFI事業、確かに断念したのは残念ではございますけれども、そのことをもって計画を全くゼロにするという状況では、私は今ないというふうに思っております。むしろ、計画的には遅れておりますので、安全性確保も含めれば、早めにこういった施設はやらなければいけないのかなと思うとですね、今、改めて立ち止まって、さらにもう1回、町民の皆様のお話を聞いて計画をつくり直してというよりは、現状の計画を進めさせていただいて、そのことについて、また議会のほうからも御意見なり御質問なりをいただく形で進めさせていただくほうが、より適正ではないかというのが今の思いでございますので、また引き続き、そういった意味では、これ最終的には予算審議の中で、この議論をされると思いますので、議会の十分な御審議を踏まえて、我々としては前へ進めたいと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。若干取り留めのない質問になって申し訳ないというふうに思っておるとこでございますが、やっぱり筒賀拠点事業については、筒賀支所及び図書館等の移転を決めなかったというところで、事業の必要性はほとんどなくなってるんではないかというふうに思ってます。そういった意味で、事業の中止を求めておるところでございますので、その点は御理解いただきたいというふうに思いますんで、また、この地方創生特別委員会等々で議論されるようでございますんで、そちらで意見を申してまいりたいと思いますんで、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○中本正廣議長
　以上で９番小島俊二議員の一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。

休憩　　午後３時33分
再開　　午後３時40分

○中本正廣議長
　休憩前に引き続き会議を続けます。一般質問を続けます。４番、大江厚子議員。
○大江厚子議員
　本日の一般質問最終となりました４番大江厚子です。よろしくお願いいたします。本日は訪問介護事業と黒い雨について一問一答方式で行っていきます。まず、訪問介護事業の本町の現状と課題について伺います。日本は超高齢化社会を、高齢化じゃなくてもう高齢社会を迎え、介護を必要とする高齢者が増え、一方で介護を担う家族自身も高齢化しています。75歳以上の夫婦が互いに介護を担う超老老介護も深刻な状況となっており、家族だけで介護を支えることには限界があります。そうした中、できる限り住み慣れた地域で、また自宅で生活を続けたいと願う人は多いと思います。その生活を支える重要なサービスの一つが、訪問介護です。ヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う訪問介護は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、欠かすことのできないサービスです。しかし、現在、全国的に訪問介護事業所の減少や地域偏在が進んでいます。特に中山間地では、利用者の自宅が広い範囲に点在するため、ヘルパーの移動距離が長くなるなど、都市部とは異なる課題を抱えています。今年２月の朝日新聞にもこうした訪問介護の危機を取り上げた記事が掲載されました。大きな見出しには、「しぼむ訪問介護、地方は切り捨てか」。地方ではヘルパーの移動距離の長さなどから経営が難しくなっていることや、介護報酬の引き下げ、物価高騰など、事業所をさらに苦しい状況に追い込んでいることが指摘されていました。そして、最後に、このままでは介護保険料を払っていても、必要な訪問介護サービスを受けられないのではないかという事態にもなりかねないとして問題を提起していました。本町においても高齢化が進む中、訪問介護を必要とする住民が安心して在宅生活を続けられるよう、事業を継続できる環境を整えていくことが重要です。訪問介護を１事業者の経営上の問題として捉えるのではなく、住民の暮らしを支える地域の基盤として考える必要があります。そこで、昨年の一般質問に引き続き、本町における訪問介護事業の現状と課題、これまで町が取り組んできたこと、そして今後どのようにサービスを維持、確保していくことについて改めて質問してまいります。昨年６月議会の一般質問において、本町の訪問介護事業の課題として、ヘルパーの高齢化や退職者の増加による人員確保の困難さを挙げ、サービスの需要に対して供給が追いつかない状況との課長からの答弁がありました。その後、状況はどのように変化しているのでしょうか。質問に入ります。現在の訪問介護の利用状況と、それに対するサービス提供体制はどうなっていますか。
○中本正廣議長
　佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい。町といたしましても、住み慣れた地域、そして御自宅でいつまでも尊厳を持って安心して暮らし続けたいという、住民の皆様の願いを支えるため、訪問介護を初めとする在宅福祉サービスを維持することは極めて重要な責務であると認識しております。また、町における訪問介護事業の現状と体制につきましては、現１か所、事業所がございますが、事業を引き継いだ令和３年度時点の利用実績は月平均実人数53人でありましたけども、現在は月平均実人数80人まで増加しております。実施体制につきましては、本年４月に、事業所において正規職員

を新たに１名雇用していただき、現在は正規、非常勤を含めた計６名体制で運営されておられます。現行の人員体制を維持することで、町内の介護ニーズに十分対応できる体制が確保されております。また、現場の負担軽減と適切なケアの提供に向け、訪問看護ステーションとの明確な役割分担をしているところでございます。訪問介護は、生活援助を中心に、要支援１から要介護３までの方々を支える一方、訪問看護は医療的ケアを重点に、要介護４から５の重度者に主に対応するなど、それぞれの専門性を活かしたサービス提供を行っております。さらに、ケアマネジャーを中心として、サービス提供時間帯が重複するケースにつきましても、事前に双方の事業者間で調整協議を行うことで、円滑な運用が確保されております。一方で、中山間地域特有の課題として、点在する利用者宅への移動時間、移動コストの負担や介護保険外の生活インフラ維持といった課題は依然として存在しております。現場の負担推移や国の動向を注視しながら、持続可能な体制維持に努めてまいります。以上でございます。
○中本正廣議長
　大江厚子議員。
○大江厚子議員
　はい。現在の提供体制についてお伺いしましたが、正規職員２名、パート職員４名、計６名の訪問介護ステーションの在り方でよろしいですか。次に、次の課題として、ヘルパーの確保や事業所の運営状況など、現在の課題をどのように認識していますか。訪問介護は、今、十分とまではいかなくてもある程度確保できるという答弁ではあったかもしれませんが、やはり訪問介護の問題点は人手不足、経営の不安定さ、地域差、サービス継続の難しさです。高齢化が進む一方で、担い手確保が追いつかず、制度面でも常に対応が続いています。そこで質問ですが、今は十分に対応できているというふうな返答ではありましたが、確かにヘルパー派遣先が希望するサービス内容に十分対応できていますか。そして新規の訪問介護申込みに対するヘルパー派遣の対応はできていますか、改めてお伺いします。
○中本正廣議長
　佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい、サービスについてだと思うんですが、サービスについてはですね、先ほど申し上げたところもございますけども、やはり訪問介護と訪問看護、これをうまく使い分けて、利用者のニーズに合わせてサービス提供を行っているというのがまず一つでございます。それと、新規については、事業所にお聞きした限りでは、予想以上にニーズが少ないと、現状ですね、というふうに伺っております。ただ、先ほど申し上げたとおり、４月に増員して体制を強化されておられますので、ニーズに対してはお答えできる状態ではないかというふうに認識しております。以上でございます。
○中本正廣議長
　大江厚子議員。
○大江厚子議員
　在宅ということで、訪問介護と訪問看護と、さらに言えばリハビリもあると思うんですけど、そうやって連携しながらされているということについては、安心しました。その上で新規の申込みについては、私のほうでもちょっとお聞きしましたけど、やはり新規に対応はなかなかできていないというふうにもお聞きしていますので、その辺がいつの時点での対応なのか分かりませんが、なかなか難しい状況も引き続きあるのではないかと思っています。次に、人材確保以外に、本町特有の課題や、今後さらに深刻化すると考えている課題はどうでしょうか。これも同じく昨年度の私の訪問介護事業の一般質問の中で、課長の答弁で、本年度本町において、県の支援事業を受け、できるだけ長く地域に住むことを目標とした場合に、施設サービスに頼

ることなく、身体介護とか認知症状が軽度のときからどのような支援が必要なのか、分析を行うようにとの指導を県のほうから頂きました。改めて、現在当課では整理を行っているとありました。以前から本町は居宅サービスに比べ施設サービスの給付が高いと説明は聞いていますが、確かに高齢者施設は重要ですが、一方で、在宅で介護を受けたくても、そのサービス自体がないという状況も困るわけです。この問題について、昨年課長が提起されました問題について、現在どのように整理され総括されていますか。
○中本正廣議長
　佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい。昨年お答えをさせていただいたところでの御質問かなと思います。課題分析につきましては、現在、第10期の介護保険事業計画の策定委員会をちょうど始めたところでございます。ここでしっかり９期の進捗状況、あるいは、どういった課題、問題があるのか、これから先の３年間についてどのようなサービス提供をしていくかというところをこれからしっかりと議論するというところでございますので、今、現状お答えできる範囲がないので申し訳ないところでございます。それと居宅というキーワードもあったかと思います。居宅はほかにも小規模多機能型事業所というのがございます。これは、サービスの３点セットを備えたサービスでございますし、ここにも訪問という、いわゆるヘルパーに近い、生活支援であるとか、サービス提供しているサービスでございますので、そういったことも含めて、訪問介護、訪問看護もあわせて、しっかりと提供していきたいというふうに考えております。以上でございます。
○中本正廣議長
　大江厚子議員。
○大江厚子議員
　はい。今、10期の介護保険計画が立てられていることで、それができてからまた検討していきたいというふうに思っています。次に、今本町の現状と課題について伺いました。次に、訪問介護事業の維持に向けたこれまでの取組について伺います。前回一般質問で、訪問介護事業を維持するため、町長及び担当課長から、国や県に対して必要な支援を求めていくとの答弁がありました。その後、国や県に対して具体的にどのような要望や働きかけを行ったのか。また、国や県の制度による支援を待つだけではなく、本町として事業者やヘルパーを支えるために、これまでどのような取組を行ってこられましたか、質問いたします。
○中本正廣議長
　佐々木文義健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい。訪問介護事業の維持に向けた取組といたしましては、主に医療・介護の連携強化、地域互助の推進、国県への要望を取り組んでまいりました。まず、医療・介護の連携強化でございますが、町病院事業を中心とした訪問診療、訪問看護体制との緊密な連携によって、医療側が重度者対応などを下支えし、訪問介護事業所と連携して、生活援助から医療ニーズまで漏れなく、対応できる体制を整えてまいりました。それと、地域互助の推進でございますが、公的サービスを補完する仕組みとして、土居地区のお互いさん活動をはじめとする住民全体の互助活動への支援や、生活支援体制整備事業を通じた地域サポーターの養成など、地域全体で支え合う基盤づくりを進めております。最後に、国県への要望ですが、制度改善の働きかけを行っているところでございます。過疎、中山間地域における移動負担や移動コストに対する評価、基本報酬の見直しなどについて、町村会や広島県内陸部振興対策協議会等を通じて、重点的に要望を行ってまいりました。法改正や制度の動向を注視しつつ、現行制度のもとで着実な事業運営が継続できるよう、これからも支援を行ってまいります。以上でございます。

○中本正廣議長
　大江厚子議員。
○大江厚子議員
　はい、様々な取組をされているということで安心しておりますが、一つ、地域互助推進ということで土居のお互いさん活動を取り上げておられましたけど、現実なかなか全町に広がらないとか、理解がなかなか進んでいかないっていうこともあります。やはり、ここに過度の期待をかけるのもやはり違うのではないかなと思っていまして、本来は介護保険できちんと保障すべき内容だというふうに思っています。その上でお互い地域でお互いさんということで助け合う、それはもう本当に必要なことだと思っています。介護保険の補完をね、地域がするというのはやはり少し違うかなというふうには思っています。それから、国に対して制度改善をいろいろ要望されているということで、大変心強いというふうに思っています。次に、今までいろいろな課題について取り組んでこられたことをお聞きしました。もうかなりやっていただいているなと思いますが、改めて次に今後について伺います。町独自の施策として取り組む考えについて、本町戸河内地域にある[redacted]が 12 月で閉園予定との報告を受けています。家での生活が困難になった、あるいは家族による介護が困難になった場合に、せめて住み慣れた地域にある特養に入所したいと考えていた高齢者にとっては、地域の入所施設がなくなることは、選択肢が狭められることでもあります。では、できる限り施設に入らず、ぎりぎりの段階まで自宅で暮らしたいと思っても、訪問介護を新たに利用することが困難な状況であれば、それもまた大変難しいことであると考えます。訪問介護の担い手不足や事業所の経営困難は本町だけの問題ではなく、全国の中山間地に共通する課題となっています。一方で、本町に暮らす高齢者や障がい者にとって、訪問介護は住み慣れた地域で生活を続けていくための重要な基盤です。町が主体となって、地域全体で訪問介護を支える仕組みをつくる必要があると考えます。そこで、本町を訪問介護を保障するための先進的な取組を行う中山間地域のモデルと位置づけ、事業者、地域、町が連携して、ここには病院も入ると思いますが、人材確保や事業継続を支援するとともに、さっきもしてこられてるとおっしゃいましたが、国県に対する制度改善や財政支援の要請まで含めた町独自の施策として、取り組む考えはありますか、伺います。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。改めて、主に訪問介護だと思いますけれども、介護全体を支える取組等について、町独自の取組ということで御質問頂きました。実は今の訪問介護の件でございますけれども、今、実は事業者側のほうが中心になりましてですね、大体今、訪問介護については、芸北のほうが拠点になっておりますけれども、やはり山県郡内全域をこれからサービスの対象にする。そうすると大体移動時間がおおむね 40 分圏内となる本町に拠点を移して、そういう取組を進めることについてですね、シミュレーションをされているというふうに聞いているところでございます。町といたしましても、そういった取組、将来的な人口減少や広域ニーズを見据えてですね、安定的にこれ民間事業者のほうで事業を継続していただけるように、緊密に連携をしながら、その取組を後押ししていきたいというふうに考えているところでございます。その上で、これ議員から御指摘頂いたように制度改善についてやはり国県にしっかり、お願いに行かなければならないと思っております。とりわけ、中山間地域においては、介護サービスどうしても移動コスト等かかるわけでございますので、その点については特段の御支援をこれからも求めていきたいと思っているところでございます。

最後になりますけれども、町単独での支援というと、なかなかこれは訪問介護だけにとどまらないんですが、やはり人材確保等について、どういう取組ができるか、どういう支援ができるかということは引き続き検討していきたいと考えているところでございまして、ちょうど、今話があったように、今年は来年度以降の介護保険事業計画第10期になりますが、この計画の改定のタイミングでもございますので、今、町内の施設が一部これから運営がどうなるかという話もございますが、そういったことも含めて、町全体の介護の体制の検討についてもあわせて考えていきたいと思っているところでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　大江厚子議員。
○大江厚子議員
　今、北広にあるヘルパーステーションを本町に拠点を移すということを私、今初めて知りまして、そういう構想もあるのかと思いました。今度は北広がどういうふうになるのかはちょっと心配するところでありますが、そうやって民間事業者が建設的な計画をね、立てられるというのは本当にありがたいことですし、とてもいいことだと思いますが、一つ、こういうやり方もあるかというのを、それこそ新聞記事で知りました。９月４日付けの記事ですが、過疎地域の訪問介護を守る道はで住民のセーフティーネット、町が支える公務員ヘルパーという見出しで、埼玉県の小鹿野町の町営ヘルパーステーションが紹介されていました。その町では町営の訪問介護事業所を設け、赤字については町の予算から支出していて、責任を持って町が運営しているということでした。これは2000年に訪問介護事業が入る前からされている事業で、本当に本格的な取組をされているなというふうには思いましたが、やはり全国にはいろんな自治体の取組の形態があるのだなというふうに思いまして、今後、９期の計画も含めながらですが、やっぱりいろんな多方面からの考え方、取組をしていくべきだな、今だけではなくて、金だけではなくて、やっていくべきだなというふうに思いました。それから先ほど地域の助け合い活動のことを紹介していただきましたが、今年３月の定例議会では、その地域で助け合い活動をしている団体から、訪問介護について、町への要望を求める意見書の提出を求める陳情が議会に提出されました。この陳情は現在継続審査となっていますが、地域で実際に活動している団体が訪問介護の現状に強い危機感を持っていることのあらわれでもあります。訪問介護の危機は、現場では中山間地では何年も前から予想されていました。それにもかかわらず、今日のような状況を迎えていること。本来は国や行政の責務である介護を民間事業者に委ね、そのために必要な財源を十分に確保してこなかったことに大きな原因があると考えます。厚労省によると、2025年度、介護職員の昨年の賞与込み給与は31.4万円。全産業平均は39.6万円で、その賃金格差は8.2万円となっています。また厚労省のデータをもとにした解説では、施設系介護職員では、正規職員が約６割、非正規職員が約４割前後ですが、一方、ホームヘルパー、訪問介護職員では、正規が２割弱、非正規が７割から８割と非正規が圧倒的に多数であり、非正規職依存度が高い職種です。このような労働条件の悪さもあります。また、先ほどから言われていますが、全国一律の介護保険制度でありながら、都市部とは異なる中山間地の事情に十分対応した国の制度設計になっていないという問題もあります。そういう問題を踏まえながら、これから安芸太田町としても検討していくべきというふうに考えます。ヘルパーさんに厳しさがね、偏ってはいけないというふうに思っています。現在、介護保険制度の見直しが国でも進められています。しかしこれまでの制度の問題を根本から解決するものではなく、このままではさらに地方の訪問介護を追い詰め、結果として地方切り捨ての介護になってしまうのではないかと考えます。制度の条件を緩めることがいいのか、こういう検討もされていますが国では、それがいいのかっていうことを私は考えてしまいます。私はこうした介護の現状は資本主義が行き着いた先の一つの姿としてあらわれているのではないかと考えます。人の命や暮らしを支

える介護を採算性や市場原理だけに委ねることには限界があります。だからこそ、私たちは、目の前の制度を少し修正するのではなく、介護を誰もが安心して受けられることのできる社会をどう私たちがつくるのかという視点に立ち、社会の在り方そのものを根本から変革していかなければならないと考えています。以上で訪問介護についての質問は終わります。続いて、黒い雨申請と第２次訴訟について質問に入ります。2021 年７月、広島高等裁判所は、黒い雨に遭った住民の被爆者健康手帳の交付を認める判決を示しました。原告団の全面勝利と言われています。これを受け国は 2022 年４月から、黒い雨を浴びたまたはその可能性を否定できないことに加え、一定の疾病等の要件を満たす人を被爆者と認め、被爆者健康手帳を交付しています。しかし、申請しても、黒い雨の降雨域圏外にいたことなどを理由に却下される人がいることから、2023 年４月には第２次の黒い雨訴訟が提起されました。当初 23 人だった原告は現在 89 人に増えています。弁護団の足立修一弁護士は、この訴訟について、黒い雨被爆者の一部を切り捨てようとする動きを正面から食い止めようとする訴訟と述べています。本町にも、黒い雨に遭ったと訴えながら、現在での認定基準では対象外とされている住民がいます。被爆から 81 年を迎える今、被爆者認定の現状と課題について問います。1、本町における 2022 年４月以降、黒い雨被爆者健康手帳の申請認定状況について伺います。1、地域別の申請件数、認定件数、却下件数はどうなっていますか。却下となった理由は何でしょうか。却下された方から町に対して相談や意見が寄せられていますか、以上３件お願いします。

○中本正廣議長

佐々木健康福祉課長。

○佐々木文義健康福祉課長

はい。まず１点目の申請件数、認定件数、却下件数のことだったと思いますが、申し上げます。令和４年４月から令和８年７月末現在までに、町窓口を経由して広島県へ提出された被爆者健康手帳等の申請件数、町全体で 686 件となっております。結果として認定 646 件、却下 34 件、審査中６件です。なお、地域別の内訳といたしましては、旧加計町地域、認定 324 件、却下 20 件、審査中１件、計 345 件です。旧筒賀村地域、認定 119 件、却下６件、審査中１件、計 126 件でございます。旧戸河内町地域、認定 212 件、却下８件、審査中４件、計 215 件でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。やはり加計が多いということだなというふうに思いました。却下が、加計が 20、筒賀が６、戸河内が８ということで、これは、雨域外ではなくて対象外の疾病の関係で、加計が多いというふうになっているのでしょうか。

○中本正廣議長

佐々木健康福祉課長。

○佐々木文義健康福祉課長

はい。却下理由の多くはですね、やはり先ほどありましたけども、国の審査基準に基づいて、黒い雨の降雨体験が客観的に確認あるいは推定できないこと、並びに手帳交付の要件とされる 11 種類の特定疾病への罹患が確認できないこととされています。なおですね、詳しいところで少しいきますと、要件１、２というふうに区分があるんですが、やはり一番多いのが要件１の関連でございます。これは何かといいますと、やはり雨を浴びたという確認できる資料が不足しているというところが一番多い理由となっているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員
　ちょっと先ほども聞きましたが、加計が却下が 20 ということで、意外に多いなと思ったんですけど、これは、これも、黒い雨が降ったと確認できないということでの却下が多いということですか。
○中本正廣議長
　佐々木文義健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい、お見込みのとおりでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　大江厚子議員。
○大江厚子議員
　私は、加計は全域が降雨域に入っていると思っていましたので、意外だというふうに申しました。次に、町に対して相談や意見というのはないということですか。却下について。
○中本正廣議長
　佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい。却下をされた方からですね、直接町のほうに相談あるいは意見といったことは、実際のところございません。ただ、一方で県内におきましては、却下処分を受けた方々が司法の場に救済を求めて第２次訴訟へ加わる動きや、県や支援団体等へ直接御相談、不服申立てを行われるケースが見受けられます。本町におきましても、町窓口に直接声が届いていないだけで処分結果に対する戸惑いや健康への不安を抱え込んでおられる住民の方がいらっしゃる可能性は、十分に考えられます。町といたしましても、今後、却下に関する相談や疑問の声が寄せられた際には、丁寧にお話を伺いながら、広島県をはじめとする関係機関と連携をして、適切に対応、情報把握に努めてまいります。以上でございます。
○中本正廣議長
　大江厚子議員。
○大江厚子議員
　はい、却下で言えば広島市が、申請に対して 3.68％、県内では 4.68％、本町では 4.296％ということで、県内平均的な数字が我が町もあるんだなというふうに思っています。次の質問に入りますが、今、答弁されたように、却下された人のうち一部が訴訟に持ち込んでおられますが、一つ、疾病の要件を満たすという条件については、本来被爆者援護法はいつ病におかされるか分からないから援護するの理念に立ち制定された法律で、なぜか黒い雨被爆者のみに 11 疾病の発症を要件として手帳を交付する差別的な在り方があります。黒い雨に遭ったと本当に遭ったんだと訴える住民が現在の認定基準によって、被爆者健康手帳の交付を受けられないという状況について、町はどのように認識されていますか。住民の被爆体験や健康への不安を踏まえ、町として国や県に対して認定基準の見直しや認定の拡大を求める考えはありますか。
○中本正廣議長
　佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい。ちょっと話戻るかもしれません、令和３年の広島高裁判決が、黒い雨に遭い、放射能による健康被害を否定できない者を幅広く救済するとした理念に立ち返れば、確かに当時の生活圏や気象動向を踏まえて申請している住民が形式的な基準によって判断されているという現状は極めて心苦しく感じております。広島県や広島市をはじめ、県内自治体においても国に対して、疾病要件の撤廃や、降雨区域の柔軟な判断など、高裁判決の趣旨に沿った救済範囲の拡

大を強く要望し続けています。本町といたしましても、関係自治体と連携し、高齢化が進む被害者の実態に即した認定基準の抜本的な見直し、救済拡大を国及び県へ引き続き働きかけてまいります。以上でございます。
○中本正廣議長
　大江厚子議員。
○大江厚子議員
　はい。大変心強い答弁を頂きました。ですがその上で、質問をしてまいります。却下では、先ほど言いました 11 疾病要件と、もう一つ、黒い雨の降雨域が問題となっています。まさにこれが却下の原因の大きな問題だというふうに言われますが、旧戸河内町が黒い雨健康意識調査の対象地域に含まれなかったことについて伺います。広島市、広島県は 2008 年から 2010 年にかけて約３万７千人を対象とした原爆体験者等健康意識調査を実施しました。第１次訴訟で認められた黒い雨が降ったと認められる大瀧雨域は、この調査をもとに作成され、黒い雨の降雨地域は従来の指定よりも広がりました。しかし、安芸太田町では旧加計町、旧殿賀村、旧安野村、旧筒賀村、旧上殿村が入っているかどうかちょっと分からないんですが、が調査対象となった一方、旧戸河内町は対象となっていません。現在、戸河内町に居住していた人が黒い雨の降雨区域以外であることを理由に申請を却下される事例があります。なぜ旧戸河内町はこの健康意識調査の対象に含まれなかったのか。町はその経緯を把握していますか。
○中本正廣議長
　佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい。被爆者や黒い雨に遭った人々の心身の健康影響の実態を解明するために、広島市及び広島県が平成 20 年から実施した大規模なアンケート調査、いわゆる原爆体験者等健康意識調査では、戦後初期の気象データ、いわゆる増田雨域等ですが、当時の援護対象区域、隣接地域を基礎として調査対象範囲、旧加計町、旧殿賀村、旧安野村、旧筒賀村などが設定されたため、当時の調査設計において、旧戸河内町が含まれなかった経緯を把握しております。以上でございます。
○中本正廣議長
　大江厚子議員。
○大江厚子議員
　はい。私もまさにそうなんだろうなと思っていました。答弁をもう１回再確認するようで申し訳ありませんが、1976 年、政府は原爆投下後に降った放射性物質を含む、黒い雨の被害を降雨地域を絞って健康診断特例区域に定めました。広島の黒い雨降雨対象雨域の設定に当たり、もとにしたのは、今おっしゃったように、被爆直後に、広島管区気象台、現広島気象台ですが、の宇田道隆技師たちが住民に聞き取ってまとめた宇田雨域のうちの大雨雨域です。国は、宇田雨域の中では大雨雨域とその外側の小雨雨域を設定していましたけど、国はその外側の小雨地域を外して、区域拡大を拒み続けました。しかしこの宇田雨域さえ被爆直後の混乱の中での調査であったため限界があったとされています。今、言われたように、恐らく 2008 年から 2010 年にかけての健康意識調査では、この外された大雨雨域の外側の小雨地域とその隣接地域のみを対象にしたのではと思っています。しかし、そのとき既に、第１次訴訟で認められた増田雨域というのがあるんですけど、増田雨域は 1989 年に既に発表されていて、この調査のときにはもう知るところだったんですよね。増田雨域を調査のもとにすれば、旧戸河内町も入っているわけです。ですから、それがなぜ外されたのか。それは町が単独でこの地域を調査対象にするということの権限はなかったかもしれないんですけど。県がなぜ外したのか、その辺の経緯というのは分かりますか。

○中本正廣議長
　佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい。町として把握している範囲で申し上げますと、国県の審査においては、同調査に基づき、大瀧雨域等が降雨確認の有力な判断材料として用いられております。調査対象外であった旧戸河内町地域については、降雨実態の公的資料に乏しいと画一的に扱われ、却下判断に直結しやすい構造的課題が生じているのではと認識しております。以上でございます。
○中本正廣議長
　大江厚子議員。
○大江厚子議員
　えっと。今の答弁がちょっとすいません、理解が追いつかなかったんですけど、大瀧雨域はこの調査をもとに改めて設定されたもので、この調査の前は、宇田雨域の大雨・小雨地域と、それと、今、国は認めてないと言いましたけど、増田雨域のその二つがあったわけですね。国が真摯に、あるいは県が真摯にその雨域をも調査対象にしていれば、このようなことはなかったと思いますが、旧戸河内町が調査対象外となったことが、現在の黒い雨被爆者健康手帳の申請却下にどのような影響を及ぼしていると認識されていますか。もし、当時安芸太田町全域を調査対象としていたら、このような状況には至らなかったのではないでしょうか。
○中本正廣議長
　佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい。確かにおっしゃるとおりの部分もございます。ただ、11 の疾病に関しましては、健康管理手当に直結する疾病でございます。なので、手当に直結する方イコール、イコールという言い方はちょっと失礼かもしれませんけども、手帳の根拠になっているというところは、一端がございます。雨域に関しましては、やはり安芸太田町が定められるものではないんですけども、やはり国県に対しては、きちんと雨域に関しては、正確性を持って調査するようにですね、働きかけというところはできるのではないかなというふうに今は考えております。以上でございます。
○中本正廣議長
　大江厚子議員。
○大江厚子議員
　私も全くそのとおりで、雨域に関しては、再度調査を求めるべきだというふうに思っています。11 疾病プラス白内障の手術に関しては、ほかの、１号２号の被爆者に関しては、それを条件としてないわけですね。黒い雨の被爆者のみをそれを条件としていることに私は差別的であるなというふうに思っています。次の質問に入ります。第２次黒い雨訴訟について、町長の認識を伺います。1945 年、昭和 20 年８月６日、旧戸河内町に在住していた３名が申請され、黒い雨、雨域外であることを理由に却下され、訴訟に加わっています。そのうち２名は現在も安芸太田町に在住しています。この訴訟は、黒い雨に遭ったにもかかわらず、現在の認定基準によって認定されない人々の、国の基準と対応への不信と憤りを司法へ届けるというものです。この第２次黒い雨訴訟について、町長はどのように受け止めておられますか。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。とりわけ今の第２次訴訟についてということでお伺いがありました。現在係争中の第２次訴訟について、これは長年の健康被害と精神的苦痛を抱えながら、高齢の身を押して司法

の場に救済を求めざるを得なかったという原告の皆様の心情を察するに、大変私としても心苦しいものがあります。先ほどから令和３年の広島高裁の話が出ております。やはりこの救済範囲の拡大の決断、この高裁判決を受けてですね、救済範囲の拡大をぜひ決断頂きたいという思いは私も一緒でございまして、一刻も早くそのような訴訟、大変な訴訟ではありますけれども、そのような判断が改めて下されるということを我々も望んでいるところでございます。今、雨域についても、議員から御指摘がありました。改めてそういった雨域の問題についてもですね、問題意識を感じさせていただきながら、どのように、町としてそういった取組、我々なりにできることがあるかどうか、そういったことを考えていきたいと思っております。従前から国や県に対してはですね、幅広く救済を行うようにというお願いをさせていただきましたが、具体的に雨域の調査の見直しなどについても、もしかしたら、可能性としてはあるのかなというのを、議員のお話を聞きながら感じておりますので、またそういった点でも引き続き我々なりに何ができるかということは検討していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

町長からも心強い答弁を頂きました。原告団の人の思いをちょっと紹介します。原告団副団長の大畑さんは次のように述べています。「広島県、市の担当者にお願いしたいと思います。ただ単に国の指示を待つだけではなく、黒い雨被爆者を救済しようとの思いが本当にあるのならば、地元広島の自治体として、国に対してもっと積極的に働きかけをしてもらいたいのが、原告全員の願いなのです。先延ばしにしていれば、黒い雨被爆者は高齢化していく。いなくなるだろうというこんなむごい考え方はあってはならないのです。」これは県内の黒い雨関係自治体に対しても同じです。先ほど調査の再実施や、いたずらな結審の先延ばしがないことへの要望をしていくべきと私は言いまして、心強い答弁を頂きました。口頭弁論期日は、先日で 10 回を終えました。1 度でも町から、傍聴がありましたでしょうか。私は見ていないので、ないかもしれませんが、次からいよいよ原告の証人尋問が始まります。原告の切なる意見とか思いがここで述べられると思いますので、もし機会があれば、ぜひ傍聴されることを要望します。私たちが一番危惧しているのは、原告団 89 人のうちの一部が勝利して、一部が敗訴という分断がされることを何より危惧しています。第 1 次訴訟では、全員勝訴ということになってよかったんですけど、分断されるということは本当に原告団としては傷つくものです。ですから、関係自治体が連携して、国や、直近でいえば県なんですけど、私たちで言えば、要望していくように要請したいと思います。次に、申請についての質問に入ります。黒い雨被爆者健康手帳の申請について、また住民への周知について伺います。現在も黒い雨被爆者健康手帳の申請について私は相談を受けることがあります。被爆から 81 年が経過し、当時の体験を語れる人も少なくなっています。申請できる可能性があるにもかかわらず、制度を知らないために、申請につながらないことがあってはなりません。また胎内被爆の多くが未申請の可能性もあるのではないでしょうか。町として対象となる可能性のある住民に制度を広く知ってもらうため、黒い雨被爆者健康手帳の申請について、広報紙やホームページ、あるいはいろいろな機会を通じて積極的にさらに情報提供を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

佐々木健康福祉課長。

○佐々木文義健康福祉課長

はい。議員おっしゃっていただいたようにですね、やはり被爆 81 年経過して、当事者の方、大変高齢化が進んでいるかと思います。やはり一番あってはならないのが、制度の存在を知ら

ないまま、申請機会を逸することがないようにですね、こちらとしましても、やはり広報安芸太田、あるいは本庁、各支所窓口に周知をしっかりしていきたいと思っております。そしてまた、申請を希望される方や御家族からの相談に寄り添い、診断書の確認や申請書類の作成支援などを可能な限り丁寧に進めてまいります。以上でございます。
○中本正廣議長
大江厚子議員。
○大江厚子議員
はい。ホームページには、概要についてはあるんですけど、申請書用紙等がアップされていないんですね。広島市とか県はあるんですけど、やはりその辺、若い家族だと、それが利用できるのかなと思いますので、その辺もしたらいいなというふうに思っています。申請されたときに一言、ほかの兄弟はどうですか、姉妹はどうですかということを言っていただくと、これもまたね、申請が広がるきっかけになるんですね。それもあわせて、していくべきというふうに思います。最後に、黒い雨、そして被爆に関係して、最後に、町長の核兵器廃絶に向けての意思を伺います。核兵器廃絶を実現するためには、最近、アメリカによるベネズエラ侵略、イラン侵略戦争のような軍事力による、あるいは力による平和を前提とする世界支配の体制、すなわち帝国主義そのものを許してはいけません。日本はかつて大日本帝国としてアジア諸国を植民地支配し、アジアの人々２千万人以上の命を奪いました。そして、その戦争の行き着いた先に広島、長崎への原爆投下という惨禍に至りました。また国内でも 310 万人の犠牲者を出しました。今、アメリカによる日本を巻き込んだ中国やアジアへの侵略戦争につながる情勢が強まっており、核戦争にまで発展する危険もあります。私たちは再び戦争の加害者にも被害者にもなってはなりません。そのためにも、過去の戦争と被爆の実相を手繰り寄せ、今何が起きているのかを直視しなければならないと思います。安芸太田町原爆被害者の会会長岩本誓治さんは、新聞のインタビューでこのように答えられておりました。「家族 4 人は原爆に遭い、着のみ着のままで加計町まで歩いて避難してきた。それから親戚の納屋での暮らしが始まった。こんな苦労してきたのは原爆のせいだと思った。今、テレビニュースで、爆弾を落とされた後の瓦礫や残骸を見るとき、胸の中が引き裂かれる思いがする。今の状態が続けば、第三次世界大戦になってしまう」と言われています。反戦反核を訴え、行動してきた被爆者をはじめ、多くの人々と力を合わせ、戦争にも核兵器にも断固として反対していくことが必要です。
○中本正廣議長
大江議員、通告にない質問をしないようにしてください。これ、核兵器が入っていませんから。
○大江厚子議員
核兵器のない世界を実現していくために、今一度町長の。
○中本正廣議長
答弁止めます。質問止めますから。
○大江厚子議員
ではこれで私の質問を終わります。
○中本正廣議長
皆さんこれで大江厚子議員のを終わりますけど、通告にないような質問はしないようにしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。本日の会議はこの程度として延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決しました。本日はこれで延会いたします。

○河野茂議会事務局長
　ご起立願います。一同互礼。

午後　4 時 36 分　延会
